

# 2019年度事業計画書

## 目 次

	ページ
1 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2 第1部 法人本部・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
3 第2部 千歳敬心苑・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
4 第3部 池袋敬心苑・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	42
5 第4部 浦安市障がい者福祉センター・・・・・・・・	71
6 第5部 敬心ゆめ保育園・・・・・・・・・・・・・・・・	86

## 2019年度 事業計画基本方針

### 1. 敬心グループ総力をあげて社会福祉事業を経営

『敬う心』を養い、広く社会に福祉人材を送り出してきた(学)敬心学園の教育成果を介護福祉の実践につなげたいとの思いで、社会福祉法人敬心福祉会を平成8年に設立しました。創業25周年(3年後)を展望した中期経営計画を各施設と法人本部で策定し、更なる敬心グループの連携をめざし、創業の精神(経営理念)に則り、役職員一丸となって社会福祉事業を経営して参ります。

### 2. 経営改革の更なる推進と組織ガバナンス強化

2017年4月1日より施行された社会福祉法改正ならびに社会福祉法人制度改革をしっかりと捉え、法人内の制度改革や規程改定等に真摯に取り組んでいます。毎月開催の経営会議(理事長・理事・施設長・本部事務局が出席)において、更なる経営組織のガバナンス強化、事業運営の透明性向上、財務規律の健全化、地域における公益的な取組を実施する責務等を実現して参ります。

### 3. 福祉人材の確保・定着・育成を経営の原点に

社会福祉法人が進化・成長・発展する為の最大の財産は『人(職員)』であるとの決意で経営を行います。新たに活動を開始している人材活性化委員会や職員総会等の新設に加えて、賃金規程等改定プロジェクトを各施設横断で発足させ、職員のための人事制度改革を徹底推進し、職員にとって魅力ある職場環境を目指して参ります。一人ひとりの職員が強みを伸ばし、お互いに切磋琢磨することで、頑張った人が報われる人事関連制度を再構築します。

### 4. 介護・福祉・障がい者支援・保育サービス品質向上の推進

中期経営計画の法人スローガンを“心豊かな暮らしづくり”とし、サービス品質や法人風土(経営品質や職場風土や事業運営)を向上させることで、ご利用者やご家族や地域にとっても、働く職員やその家族にとっても“心豊かな暮らし”が実現できる法人(施設)を目指します。そのため ①人づくり ②ビジョンづくり ③ファンづくり ④仕組みづくり ⑤地域づくりを目標とします。

### 5. 社会福祉法人としての社会的存在価値の更なる向上

社会に対して信用・信頼される福祉事業者を目指し、各施設が地域貢献も活発に実行し社会的存在価値を高めることが重要です。そのためにも、限りある経営資源(人・モノ・金)を無駄なく無理なく投入して、利用者や地域に

対し最大のサービスを行う事です。全職員と共に総力をあげて、健全で活力ある法人を目指し、引き続き先進的で先駆性・独自性ある経営に努めます。

2019年4月1日  
社会福祉法人 敬心福祉会  
理事長 小林 光俊

## 社会福祉法人敬心福祉会 経営理念

わたくしたちは、少子高齢社会における地域福祉の拠点たる使命を自覚し、次に掲げる理念の基に永続的事業の経営に取り組みます

- 1 いつも敬う心で人権と尊厳を守り、利用者(おとしより・障がい者・児童)に接します
- 2 ひとりひとりの利用者にとって最もふさわしい生活を追求し、利用者と家族が満足するサービスの提供に努めます
- 3 法人・施設の持つ機能を活かし、地域社会への貢献に努めます
- 4 常に健全で活力ある経営と民間社会福祉事業としての先駆性・独自性に努めます
- 5 常に職員の資質の向上と待遇の改善を図り、いつも明るくさわやかに働く施設を目指します

# 第 1 部

## 法 人 本 部

### 目 次

	ページ
1 法人の事業 . . . . .	3
2 役員名簿・評議員名簿 . . . . .	4
3 法人組織図 . . . . .	5
4 法人の沿革 . . . . .	6
5 平成30年度 理事会・評議員会開催計画 . . . . .	8
6 法人の事業計画(重点目標) . . . . .	9

## 1 法人の事業

社会福祉法人敬心福祉会は、学校法人敬心学園が母体となり、それまでの福祉教育の経験と成果を生かし平成8年2月15日に設立されました。

その目的は、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することにあります。

そのため、社会福祉法人敬心福祉会が行う多様な福祉サービスは、その利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫してまいります。

当法人は、上記の目的を達成するため2019年度は次の事業を行います。

### (1) 第一種社会福祉事業

- ・ 特別養護老人ホームの経営
- ・ 障害者支援施設の経営

### (2) 第二種社会福祉事業

- ・ 老人デイサービスセンターの経営
- ・ 老人短期入所事業の経営
- ・ 老人居宅介護等事業の経営
- ・ 障害福祉サービス事業の経営
- ・ 地域活動支援センターの経営
- ・ 認可保育所の経営
- ・ 病児保育事業の経営

### (3) 公益を目的とする事業

- ・ 居宅介護支援事業の経営
- ・ 地域包括支援センターの経営
- ・ 障害者施設入浴サービス事業の経営

### (4) その他事業

- ・ 世田谷区高齢者住宅生活協力員業務の受託

## 2 役員名簿

定数 理事7名、監事2名（2019年3月31日現在）

	役職名	氏名（年齢）	就任月日 （任期）	主な経歴
1	理事長	小林 光俊	平成29年6月13日 平成31年6月	学校法人敬心学園 理事長
2	理事	小川 博幸	平成29年6月13日 平成31年6月	常務理事・法人本部事務局長
3	理事	遠藤 茂	平成29年6月13日 平成31年6月	常務執行理事・統括施設長
4	理事	金川 宗正	平成29年6月13日 平成31年6月	池袋敬心苑 元施設長
5	理事	藤崎 広和	平成29年6月13日 平成31年6月	浦安市障がい者福祉センター センター長
6	理事	佐藤 宏美	平成29年6月13日 平成31年6月	敬心ゆめ保育園園長
7	理事	原田 佳明	平成29年6月13日 平成31年6月	永和総合事務所代表・税理士
8	監事	齊藤 幸司	平成29年6月13日 平成31年6月	齊藤会計事務所所長・税理士
9	監事	村尾 俊明	平成29年6月13日 平成31年6月	元日本社会福祉士会会長・現相談役

任期の終期は、2019年度の定時評議員会の終結時(2019年6月を想定)

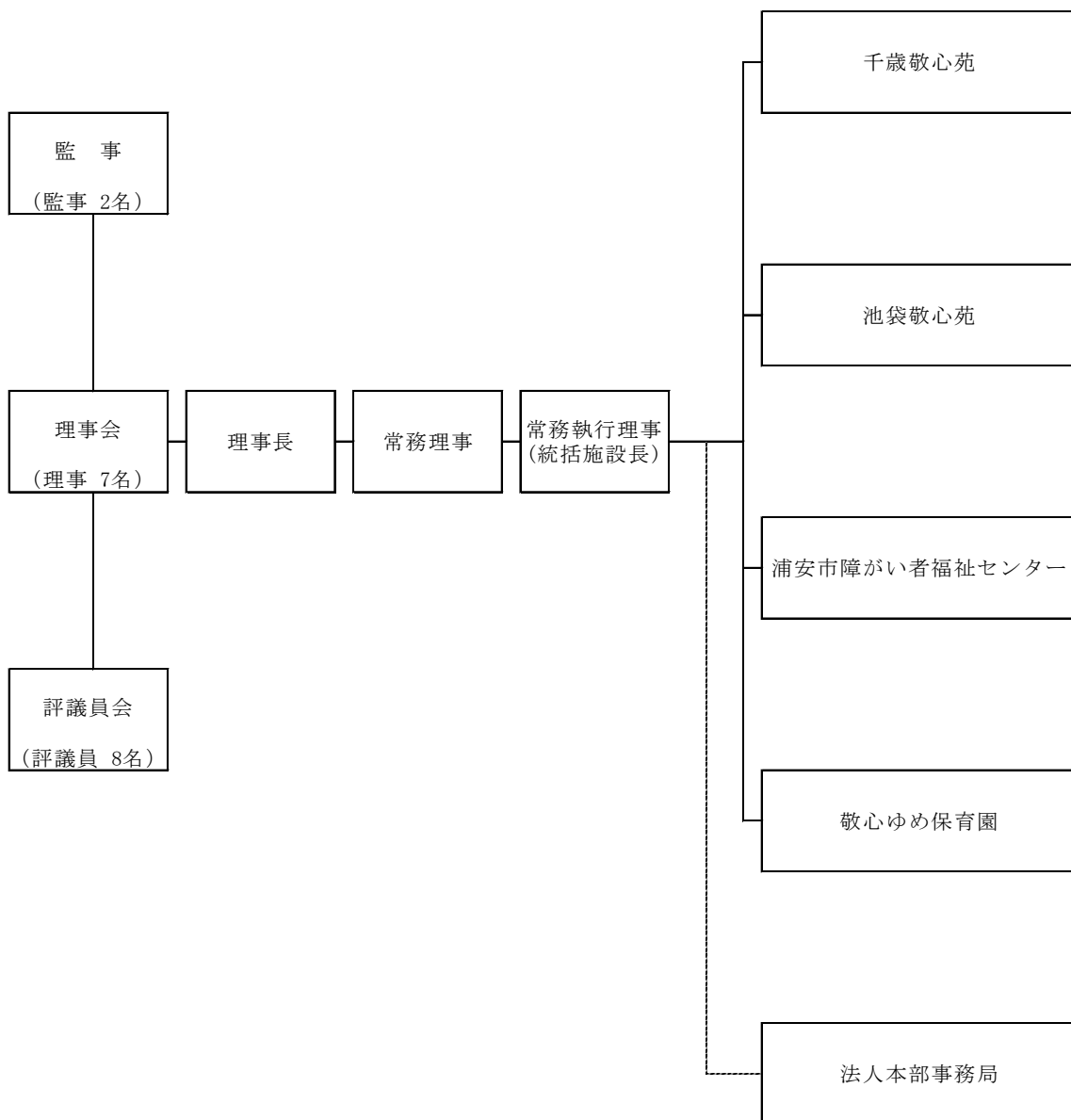
### 2-2 評議員名簿

定数8名（2019年3月31日現在）

	氏名（年齢）	就任月日 （任期）	主な経歴
1	内野 滋雄	平成29年4月1日 平成33年6月	(福) 三徳会 理事長・医師
2	多久島 耕治	平成29年4月1日 平成33年6月	(福) 都心会 理事長・弁護士
3	鈴木 武夫	平成29年4月1日 平成33年6月	医療法人財団綜友会 理事長
4	宍戸 安夫	平成29年4月1日 平成33年6月	世田谷区給田町会 会長
5	蟻塚 昌克	平成29年4月1日 平成33年6月	立正大学社会福祉学部 教授
6	鈴木 恵子	平成29年4月1日 平成33年6月	民生委員・児童委員・保護司
7	中島 昭	平成29年4月1日 平成33年6月	(福) 恩賜財団 東京都同胞援護会 常務理事
8	児玉 裕司	平成29年4月1日 平成33年6月	日本陶芸倶楽部 理事長

任期の終期は、2021年度の定時評議員会の終結時(2021年6月を想定)

### 3 法人組織図



## 4 法人の沿革

平成 8年 2月15日	社会福祉法人 敬心福祉会 設立
平成 9年 4月14日	特別養護老人ホーム「千歳敬心苑」設置認可・開所
〃 6月 1日	老人短期入所事業「千歳敬心苑」開始
〃 7月 1日	老人デイサービスセンター「デイ・ホーム千歳」開所
平成11年 4月 4日	「給田在宅介護支援センター」開所
平成12年10月 1日	居宅支援事業所「給田介護保険サービス」事業開始
平成14年 5月 1日	訪問介護事業所「給田ヘルパーステーション」開所
平成15年 1月15日	ホームヘルパー2級講座 開講
〃 11月 1日	「浦安市障がい者福祉センター」の運営受託 ・浦安市知的障がい者通所授産施設 ・浦安市知的障がい者通所更生施設 ・浦安市福祉作業所 ・浦安市障がい者デイサービスセンター
平成16年 3月 1日	世田谷区営高齢者住宅生活協力員業務 受託
平成17年 4月 1日	特別養護老人ホーム「池袋敬心苑」設置認可・開所
〃	老人短期入所事業「池袋敬心苑」開始
〃	老人デイサービスセンター「デイホーム南池袋」開所
〃	「ふくろうの杜在宅介護支援センター」開所
〃	「ふくろうの杜介護保険健サービス」事業開始
〃	身体障害者療護施設「雑司谷」開設
〃	身体障害者短期入所事業「雑司谷」開始
〃 10月 1日	身体障害者デイサービスセンター 「雑司谷デイサービスセンター」開所
平成18年 4月 1日	地域包括支援センター 「烏山あんしんすこやかセンター」開所
〃	地域包括支援センター 「ふくろうの杜地域包括支援センター」開所
〃	「スワンカフェ&ベーカリー新浦安店」開設
平成20年 4月 1日	浦安市障がい者デイサービスセンターから、地域活動支援センター「浦安市障がい者デイサポートセンター」へ移行
平成20年 7月 1日	地域活動支援センター 「浦安市身体障がい者デイサービスセンター」運営受託
平成21年 4月 1日	雑司谷デイサービスセンターから地域活動支援センタ



	ー「雑司谷デイサポートセンター」へ移行
平成21年 4月 1日	豊島区障害者施設入浴サービス事業運営受託
平成22年 1月 1日	ふくろうの杜地域包括支援センターを 「ふくろうの杜高齢者総合相談センター」に名称変更
平成23年 4月 1日	浦安市知的障がい者通所授産施設、浦安市知的障がい者 通所更生施設及び浦安市福祉作業所を、就労移行支援、 就労継続支援B型及び生活介護の各事業へ移行
平成24年 4月 1日	身体障害者療護施設「雑司谷」を、障害者支援施設（施 設入所支援、生活介護）へ移行
平成25年 3月31日	「スワンカフェ&ベーカリー新浦安店」閉店
〃	地域活動支援センター「浦安市身体障がい者デイサービ スセンター」指定管理期間満了
平成26年 4月 1日	敬心ゆめ保育園 開園

## 5. 2019年度 理事会・評議員会開催計画

年 月	内 容
2019年5月22日(水)	第1回 理事会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・2018年度事業報告について</li> <li>・2018年度決算について</li> <li>・定時評議員会の開催について</li> <li>・理事・監事の選任推薦について</li> </ul>
2019年6月6日(木)	定時評議員会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・2018年度事業報告について</li> <li>・2018年度決算について</li> <li>・社会福祉充実財産について</li> <li>・理事・監事の選任について</li> <li>・役員等報酬規程の改定について</li> </ul>
2019年6月6日(木)	第2回 理事会（定時評議員会終了後） <ul style="list-style-type: none"> <li>・理事長・常務理事の選任について</li> </ul>
2019年10月18日(金)	第3回 理事会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・2019年度上期事業運営について</li> <li>・2019年度補正予算について</li> <li>・各種規程の改定について</li> </ul>
2020年1月22日(水)	第4回 理事会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・2019年度補正予算について</li> <li>・各種規程の改定について</li> <li>・行政実地検査等の報告について</li> </ul>
2020年3月19日(木)	第5回 理事会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・2020年度事業計画について</li> <li>・2020年度予算について</li> <li>・2019年度補正予算について</li> <li>・理事・施設長等のミッションについて</li> <li>・会議体等年間スケジュールについて</li> </ul>

※上記会議開催の年月・内容等に関しては変更する場合があります。

## 6. 2019年度 法人本部の事業計画（重点目標）

### 1. 組織・経営のガバナンス強化 への取り組み

- ① 「起案制度」「権限規程」等の制定…定款や定款細則や経理規程を遵守
- ② 「財務健全化」…監事監査・顧問税理士監査等のチェック体制の再構築
- ③ 「予算委員会」…経営会議にて予算の進捗管理と事業継続方針の再徹底
- ④ 「(厚労省)指導監査ガイドライン」再徹底…東京都実地検査指摘の改善
- ⑤ 「法人内情報共有化」…グループウェア導入(ICT化)による“見える化”

### 2. 経営基盤再構築への取り組み

- ① 「理事・施設長・経営会議メンバーのミッション明確化」…経営会議
- ② 「法人内委員会」(合理化効率化・広報・人材活性化)活動のフル稼働
- ③ 「職員総会」「法人主催研修会」企画…好事例発表・管理監督職研修等
- ④ 「規程集」再点検と「職員必携」作成…全職員の必携資料集(規程類)
- ⑤ 「職場サーベイ」実施…労働環境や施設整備環境等の改善提案の受付

### 3. 福祉人材の確保・定着・育成への取り組み

- ① 事業毎適正人員の把握と採用力アップ…敬心学園グループと協業強化
- ② 公正・公平・公明な人事評価(考課)制度やキャリアパス制度の再構築
- ③ 賃金規程等改定プロジェクト(施設横断で発足)人事関連規程の再点検
- ④ 永年勤続表彰式(平成29年度新設)に加え法人表彰制度全般の再検討
- ⑤ 研修制度やメンター制度やインターン制度の導入(カリキュラム)検討

### 4. サービス品質向上への取り組み

- ① 「サービス品質向上委員会(仮称)」新設…マニュアル化とチェックリスト
- ② 「サービス品質コンテスト(仮称)」新設…時代の最先端サービスづくり
- ③ 「実習生受入れマニュアル」策定…ホームページ・会社案内“見える化”
- ④ 「ボランティア表彰制度(仮称)」検討…地域NO.1 選ばれる施設づくり
- ⑤ 「人事関連データ(資格)」集中化と「職員の各施設見学ツアー」の検討

### 5. 最後に（中期経営計画の早期実現）

2019年度も昨年度と同様に『改革・進化の年』と位置付け、2018年度10月に策定した中期経営計画の早期実現に向け、法人本部事務局として活動します。また、(学)敬心学園の専門職大学設立準備に併せ、学びの場と実践の場がグループとして更に融合・協業できるよう連携チームを発足させ、実習や研修や採用(就職支援)やサービス品質向上等への仕組みづくりを検討し、敬心グループ両社の社会福祉事業としての相乗効果を積極的に推進します。

第 2 部  
千 歳 敬 心 苑  
( 世 田 谷 区 給 田 )

目 次

	ページ
はじめに . . . . .	10
I 職員配置 . . . . .	11
II 事業所別事業計画	
○ 特別養護老人ホーム千歳敬心苑 . . . . . (ショートステイ併設)	12
○ デイ・ホーム千歳 . . . . .	22
○ 給田ヘルパーステーション . . . . .	31
○ 給田介護保険サービス . . . . .	34
○ 烏山あんしんすこやかセンター . . . . .	36
○ 総務課 . . . . .	39
○ 人材育成 . . . . .	40

はじめに

平成 31 年度がスタートしました。

「平成」という年号も最後の年になります。

31 年前、平成という年号が発表された際には、「平和に成る」という願いが込められていたと記憶しています。

この 31 年間、日本は、世界は平和だったでしょうか。

介護・福祉という領域を見直しても、虐待報道が後を絶たず、目を覆いたくなるような事件が数多くありました。1950 年代にデンマークからノーマライゼーションの理念が提唱されて 60 年。世界は今なお差別や優生思想がなくならずにいます。

千歳敬心苑は開設から 21 年。この間、地域公益事業を含め、福祉啓発に努めてまいりました。私たちは福祉職です。福祉とは、幸せを意味します。

近年の福祉の考え方は、**welfare** から **wellbeing** へ変化しています。どちらも「福祉」という意味で変わりないように思いますが、**welfare** が貧困から救う、もつ者がもたざる者に施しをする、といったニュアンスがあったのに対し、**wellbeing** は、あらゆる人々が自分らしく生きる権利を保障される、といった解釈ができます。世界の福祉観も変わってきているのです。

千歳敬心苑の職員は、福祉職です。つまり私たちのミッションは「人を幸せにする」ことです。千歳敬心苑をご利用される方はもちろん、地域の皆さま、社会全体が幸せになるよう、福祉職としての職務を全うしてまいります。

平成 31 年 4 月  
千歳敬心苑 施設長 山口 晃 弘

## I 職員配置

平成31年4月現在

	職制区分	特養	通所	訪問介護	居宅介護支援	地域包括	横計
常 勤 職 員	施設長	1					1
	事務長						
	事務員	1	1				2
	主任 介護支援専門員					1	1
	介護支援専門員	1			5	7	13
	生活相談員	2	2				4
	介護職員	33	8	4			45
	看護職員	1	2				3
	保健師					1	1
	社会福祉士					2	2
	理学療法士						
	機能訓練指導員	1					1
	管理栄養士	1					1
	その他	1					1
	計	42	13	4	5	11	75
非 常 勤 職 員	医師	3					3
	介護支援専門員				1		1
	介護職員	4	4	1			9
	看護職員	4	1				5
	理学療法士	1	1				2
	登録ヘルパー			15			15
	運転手等	1					1
	計	13	6	16	1	0	

## Ⅱ 事業所別事業計画

### 特別養護老人ホーム 千歳敬心苑 <指定介護老人福祉施設：定員80名> <併設型短期入所生活介護：定員12名>

#### 1. ビジョン

千歳敬心苑は、敬意と真心で地域社会から最も必要とされる介護サービスを創造します。

##### 《行動指針》

- (1) 私たちは、ご利用者一人ひとりの人生を敬い、個人を尊重した感動のあるサービスを実現します。
- (2) 私たちは、ご利用者の尊厳を守り、真心を感じるサービスで、利用者満足度100%を実現します。
- (3) 私たちは、介護現場で培った知識・技術・経験・敬う心を地域社会に還元し、「千歳敬心苑を利用したい!」と思われるサービスを創造します。

##### 《千歳敬心苑が目指す介護＝プレステージ・ケア》

- (1) カスタマイズされたケア（一人ひとりを尊重したケア）  
今までの集団的ケアから脱却し、一人ひとりのライフスタイルを尊重したケアを実現します。
- (2) Hi-endなホスピタリティ（最上級のおもてなし）  
敬心＝敬う心は正にマナーであり、その名に恥じないよう最上級のマナー、おもてなしを実現します。
- (3) 人生を肯定的に終える看取りケア（これまでの人生が報われるケア）  
人生の最期を迎えるに相応しい環境を築き、ご利用者、ご家族、周りの方たちが、その方の人生が「幸せであった」と感じられるケアを実現します。

## 2. 重点目標

### (1) 稼働率目標

特養：97.5% ショートステイ：100%

### (2) 各セクションの機能強化

介護、医務室、機能訓練、栄養、相談員、ケアマネジャー、ショートステイ、すべての職種が連携を図り、施設職員が一体となってサービスの質の向上を目指します。クロスファンクショナルチーム（部門横断）としての機能を発揮するとともに、各セクションがそれぞれの知識・技術を磨くため、外部研修などへも積極的に参加します。

### (3) 魅せる介護の実現へ

介護技術を感覚的理解でなく、力学的理解として深められるよう、理学療法士の指導を仰ぎながら知識・技術を習得します。認知症の方への介護・コミュニケーションも、高い技術と根拠を示し、プロフェッショナルな福祉職としての実力を発揮します。

### (4) 接遇マナーの向上で利用者満足度 100%を目指す

年度内にご利用者・ご家族への満足度調査を実施します。介護技術はもちろんのこと、接遇マナーを向上することで、高い満足度を目指します。

### (5) 新たなカルチャー「ご利用者の生活指標」導入へ

「ご利用者の生活指標」として、8つの活動領域を設けました。住む、費やす、働く、育てる、癒す、遊ぶ、学ぶ、交わる。これらの特養で実現することで、ご利用者の生活が幸せなものになると考えます。すべてのご利用者の生活にこの8つをプランから盛り込み、ご利用者の幸せな生活を実現します。



### 3. 各セクション別方針

## 介護職

#### 【方針】

- (1) ご利用者一人一人を尊重したケアに目的意識を持ち、全職員が「愛」を持ち「あるべき介護」を実践します。
- (2) ご利用者、ご家族のニーズに迅速かつ正確に応える為に質の高いサービスの提供を目指します。
- (3) ご利用者の「生活の質」の向上を目的とし「生活の豊かさ」を実感して頂く為「住む」「費やす」「働く」「育てる」「癒す」「遊ぶ」「学ぶ」「交わる」の8つの活動領域を活用します。

#### 【具体的展開】

- (1) 千歳敬心苑が目指す「あるべき介護」とは、ご利用者一人一人に「愛のある介護」と位置付け、ご利用者の立場に立ち身体介護はもちろん、ご利用者に対しての接遇を大事に定期的にリーダー以上職位の者が研修、検証し常に高い水準での介護に努めます。
- (2) 質の高いサービスを提供するために職員には、幅広い視野と知識と技術を身につける必要があります。施設内研修、外部研修に積極的に参加し「学ぶ」機会を作ります。
- (3) 千歳敬心苑に入居されている全てのご利用者の生活の支援を行い、ご利用者一人一人に「生活の豊かさ」を実感して頂く為に新生活国民指標（8つの活動領域）の活用を実践し生活の質の向上に努めます。

## 医務室

### 【方針】

- (1) ご利用者の健康管理及び医療機関との連携を図ります。
- (2) 感染症の予防と拡大防止に努めます。
- (3) 最期まで自分らしく生きるための医療的な支援を行います。

### 【具体的展開】

- (1) ご利用者の日々の健康管理を行い、受診の必要がある場合は迅速に医療機関へつなぎます。配置医師との連携を密にし、ご利用者の状態が重篤化しないための対応を常に検討します。
- (2) インフルエンザ、ノロウイルスに代表される感染症の予防に努め、必要な対応に関して各部署への発信役となります。発症者が出た場合には、迅速に対応し、拡大防止に努めます。
- (3) ご利用者の状態の変化にあわせて、医療行為が必要になった場合には、ご利用者、ご家族、職員と話し合いの場を持ち、可能な限り施設においてできる範囲の医療行為を行います。看取り期に入った時は、職種間のイニシアチブを取り、ご利用者が最期まで自分らしく生きるための支援を行います。

## 機能訓練

### 【方針】

- (1) ご利用者の健康状態・身体機能・希望に合わせた身体活動場面を作ります。
- (2) ご利用者の精神心理面での健やかさを大切にします。
- (3) 生活の中で生じる身体的不快な状況を軽減し、ネガティブな思考のルーティンから短期的将来に対するポジティブな思考に移行できるよう支援します。

### 【具体的対策】

- (1) ご利用者一人一人の情報収集・評価をケアワーカーと連携し、個性に合わせたプラン提供を行い、又日常生活を気持ちよく生活出来るよう物的環境づくりと自己身体の有能感を感じる場面を提供していきます。

(福祉用具の整理と活用／必要時に自助具等作成)

- (2) 精神機能評価から、ご利用者の長所を情報として多職種スタッフと共有していき (情報提供)、ご利用者の居場所づくりにつなげていきます。
- (3) 必要に応じて個別による徒手的介入を行い、できる限り動きやすい身体に近づけ、動ける自己イメージ作りを図り、生活場面で体を使うきっかけにつなげる事でセルフコンディショニング (自主トレーニング) へ導き、自身の身体との付き合い方を考えて頂きます。

## 食事

### 【方針】

- (1) ご利用者に楽しみにしてもらえる食事の提供に努めます。
- (2) 厨房・多職種との連携により、施設としての食事を考えます。
- (3) 安全・安心な食事提供を行います。

### 【具体的展開】

- (1) 食事はご利用者にとっての最大の楽しみ。味はもちろん、見た目を楽しむことや香りで楽しむことも大切です。温かい物、冷たい物、ご利用者に「美味しい！」と喜んでいただけること。「食事が楽しみ！」と喜んでいただけることを目指し、食事の提供方法、内容を検討します。
- (2) 「楽しい食卓の会」では、厨房職員と施設の多職種が話し合いの場を持ち、個別の食事から、食事のイベントまで、ご利用者に楽しんでいただける食事とは何か？について考えます。
- (3) 厨房職員と連携を密に図り、安全で安心な食事の提供を行います。

## 相談室

### 【方針】

- (1) ご利用者・ご家族・関係機関・地域の窓口として、接遇・対人援助のプロフェッショナルとしてのスキルを高め、どなたでも相談しやすいコンシェルジュとしての役割を果たします。
- (2) 主任・相談員・ケアマネジャー・ショートステイがチームとして連携し、特養全体の質の向上につなげます。
- (3) 社会的使命として高い稼働率を維持します。

### 【具体的展開】

- (1) 特養の相談窓口として、ご利用者、ご家族からの相談については真摯に向き合い、多くのご利用者の中の一人ではないオンリーワンの存在として尊重した相談支援を行います。関係機関や地域の方に対しても、接遇や対人援助に関して高いスキルを身に付け、苦情があった場合には、個人に対してではなく、チームに対しての苦情ととらえ、解決に向けた話し合いを行います。
- (2) 共通の目的・円滑なコミュニケーション・貢献意欲（組織の三要素／アメリカ経営学者：C. バーナード）これが組織を成り立たせます。この三要素をしっかりと自覚し、同じ目的を持った集団として日常業務を行い、特養全体の質を向上させます。
- (3) 特養・ショートステイは地域にとって大切な社会資源です。有効に活用せず、部屋を空けておくことは大変望ましくない状態であることを理解し、高い稼働率を維持することに努めます。特養：97.5%以上、ショートステイ 100%以上（年間）

## ショートステイ

### 【方針】

- (1) ご利用者に安全且つ快適な環境を整え、緊張や戸惑いなく過ごせる居場所づくりを行います。
- (2) 継続してサービスをご利用いただけるようご利用者・ご家族のニーズを把握し、ADLを低下させない介護、QOLを向上させる介護を実現します。
- (3) ご利用者の高い満足度と稼働率を実現します。

### 【具体的展開】

- (1) ご家庭での普段の生活環境を事前に把握し、利用期間中、ご利用者にとって安全且つ快適な環境に可能な限り近づけます。食事・排泄・入浴など日常生活の当たり前の行為に緊張や戸惑いがないよう支援します。
- (2) 一般的にショートステイを利用することがご利用者の機能低下につながると思われがちです。このイメージを覆すサービス提供を目指し、生活上のリハビリに力を入れ、ADLを低下させない、尚且つQOLを向上するショートステイを目指します。また、千歳敬心苑の生活指標である8つの活動領域「住む」「費やす」「働く」「育てる」「癒す」「遊ぶ」「学

- ぶ」「交わる」をショートステイご利用時にも可能な限り活用します。
- (3) ご利用者・ご家族・居宅介護支援事業所との良好な関係を築き、高い満足度と高い稼働率（年間 100%以上）を実現します。お客様のすそ野を広げ、三鷹市、調布市など近隣の方が利用しやすいよう送迎サービスを導入します。

## 地域公益事業

### 【方針】

- (1) 地域の福祉ニーズを把握します。
- (2) 地域の福祉ニーズに対して実践します。
- (3) 地域・他事業所との連携を図ります。

### 【具体的展開】

- (1) 地域包括、社会福祉協議会、街づくりセンター、民生委員など関連機関との連携を図り、地域にどのような福祉ニーズがあるのかを把握します。また、事業所だけでなく、地域住民の具体的な生活ニーズにも耳を傾け、本当に必要なニーズは何かを把握することに努めます。
- (2) これまでに実施している「ちとせ座」「ちとせ de ごはん」「ちと Café」など地域に向けた情報発信に努め、多くの方にご利用いただけるよう努めます。また、新たな福祉ニーズに関しては、具体的に千歳敬心苑としてできることを精査し、必要に応じて実践します。
- (3) 地域公益事業は、実践できる媒体が多いことが地域の福祉ニーズに応える近道だと考えます。地域の特養はじめ、他事業所のコミュニケーションを密にし、多様な福祉ニーズに応えられるよう連携を図ります。

## 4. その他の活動方針

### リスクマネジメント

#### 【方針】

- (1) 事故を未然に防ぎご利用者の安全の確保に努める為、各グループ単位での環境、体制の改善を図り、「安全」「安心」な生活を提供します。
- (2) 事故発生時は、速やかに上司に報告するとともに、ご家族や関係機関へ連絡し、適切な対応を行います。
- (3) 事故発生後には、当該グループリーダーを中心に事故の分析と原因またその後の対策を協議し再発防止に努めます。また毎月の委員会で事故報告書、ヒヤリハットの累計をとり、分析と対策を話し合い、より良い対策で再発防止を図ります。

### 心身の拘束廃止・虐待防止

#### 【方針】

- (1) 身体拘束、虐待はご利用者の生活を制限することを理解し、拘束、虐待を許さないケアを実施します。
- (2) 日常ケアの中での言葉の拘束（スピーチロック）は虐待にあたることを理解し身体的、精神的な自由を奪わないケアを行います。
- (3) 施設外研修への参加及び施設内研修を実施し、拘束の廃止、虐待を防止します。

### 褥瘡防止

#### 【方針】

- (1) 毎月の褥瘡発生防止委員会にて多職種（ケアワーカー、医務、栄養士）で低栄養リスク者に対して適切なケアを行い褥瘡予防に努めます。
- (2) 褥瘡のある方に対しては、適切な対応、処置を行い早期に治癒するよう努めます。
- (3) 褥瘡防止のための予防、危険性を予測出来るよう施設外研修の参加、施設内研修を実施します。

## 5. 会議及び委員会活動

会議名（開催日）	参加職員
養護課運営会議 （毎月第2月曜日）	施設長、主任、医務室長、副主任、相談員 ショートステイ担当
グループリーダー会議 （毎月第1木曜日）	施設長、主任、副主任、相談員 グループリーダー
グループ会議 （不定期）	グループ職員全員
入所判定会議 （随時）	施設長、主任、医務室長、副主任、相談員 管理栄養士、機能訓練指導員等
褥瘡発生予防委員会 （毎月1回）	医務室長、主任、管理栄養士、介護職員 機能訓練指導員等
リスクマネジメント委員会 （毎月1回）	施設長、主任、相談員、委員会職員等
心身の拘束廃止委員会 （毎月1回）	施設長、主任、相談員、委員会職員等
サービス担当者会議 （毎週月曜日）	ケアマネ、主任、副主任、相談員、医務室長 管理栄養士、機能訓練指導員、居室担当等

※その他、必要に応じて会議を実施。

## 6. 外部医療体制

### (1) 配置医師

医師名	予定	備考
入江 哲也	毎週金曜日	医師都合により変更の場合あり
太田 祥一	毎週水曜日	
田中 宏明	第1・3火曜日	

### (2) 訪問歯科診療

波多野歯科クリニック

### (3) 協力病院

病院名	備考
世田谷下田総合病院	救急病院
昭和医大付属烏山病院	精神科

## 7. ご家族との交流

月	予定		内容
4月		お花見会	
5月	総会		事業計画等説明
6月	勉強会		介護に関する勉強会
7月			
8月			
9月		敬老会	敬老のお祝い
10月		秋祭り	地域に向けたお祭り
11月			
12月	勉強会	忘年会	ご家族と職員の忘年会
1月		新年祝賀会	新年のお祝い
2月			
3月	実践報告会		烏山区民会館にて発表会



## デイ・ホーム千歳

＜指定通所介護／総合事業通所サービス（従前相当）  
／総合事業運動器機能向上サービス（区独自基準）＞  
＜認知症対応型通所介護／介護予防認知症対応型通所介護＞  
（定員：指定通所介護 42名/日・認知症対応型通所介護 12名/日）

### 1. 基本方針

- (1) ご利用者の能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう支援します。
- (2) ご利用者毎に心身の状態や、生活の状況を的確に把握し、様々な活動を通して、張りのある生活を送ることができるようにします。
- (3) 常に敬う心を持って個々の価値観や意向を尊重し、ご利用者の状況に応じた介護をします。
- (4) ご家族からの相談にはすみやかに、きめ細かく対応します。また、常に情報提供を心がけ介護負担の軽減につなげます。
- (5) 各関係機関との連携を図り効率的にサービスを提供します。
- (6) ご利用者及びご家族の声を積極的にサービスに反映し、満足度の高いサービスを提供します。
- (7) 健全な運営を行うため、職員一同がコスト意識を持って取り組みます。

### 2. 目標値

- (1) 稼働率：85%  
通所介護（総合事業含む） 37名／42名  
認知症対応型通所介護 9名／12名
- (2) 年間顧客獲得：50件
- (3) 利用満足度：85%

### 3. 重点目標

- (1) 自立支援  
ご利用者の発言からニーズを抽出し、自立した生活及び、やりたいことの実現にむけて支援します。
- (2) 個別支援  
大人数でも一人ひとりの全体像を理解した上でコミュニケーションを行い、一日を通して参加意欲が高まるようなアプローチを心がけます。

### (3) 社会参加

幅広い年齢層、様々な生活歴の方との関係の中で、存在感や価値観を認め合い、お互いの理解が深められるように支援をします。環境を整えたり人間関係に配慮できる細やかなサービスを提供します。

## 4. サービス内容

### (1) 指定通所介護事業

#### ① 機能訓練プログラム

日常生活動作、手段的日常生活動作及び体力の維持向上を目的としたリハビリを取り入れ、自立支援を図ります。

機能訓練指導員、相談員、看護、介護職員が協働し、個別プログラムを作成し実施します。内容は理学療法士との個別リハビリ、小グループでの下肢筋力向上トレーニング、パワーリハビリなど、ご利用者の状況に合わせて決定します。集団では、ペットボトルやタオルなどの道具を使ったストレッチや筋力トレーニングを行います。

目標は居宅訪問チェックシートを活用して、一人ひとりの日常生活動作、手段的日常生活動作、生活環境やご利用者及びご家族の意向を反映させて立案します。定期的に再評価し、目標の見直しを行います。

#### ② レクリエーション

囲碁、将棋、麻雀、書道、絵手紙等の趣味活動を行い意欲の向上を図るとともに他者との関わりを大切にします。

作業プログラムは誰もが楽しめる内容とし、季節を感じられる室内装飾を作成します。又、プライベートの作品などを展示し、参加意欲が高まるよう工夫します。

### (2) 認知症対応型通所介護

#### ① レクリエーション

ご利用者の重度化に伴い、活動内容は歌や会話を中心に、症状に適した極めて簡単な少人数でのレクリエーションを行います。

慣れ親しんだ空間での個別性の高いケアによりBPSDの出現を極力抑え、楽しくも安全に過ごせる環境を作ります。

また、季節を感じて頂けるように散歩やドライブ等の活動も取り入れていきます。

#### ② 空間作り

ご利用者が落ち着いて過ごせる環境を整えます。家庭的で安心感のある空間で一日を通して穏やかに過ごせるようにします。

③ 運営推進会議の開催

地域密着型サービス事業者との連携を深め、ご利用者及びご家族をはじめ地域住民や地域包括支援センター・居宅介護支援事業者に対して開かれたサービスを展開できるようにします。

(3) 総合事業通所介護サービス・総合事業運動器機能向上サービス

① 自立支援

一人ひとりの生活、人生を尊重し、意欲が向上するようなアプローチにより、生活機能の維持・向上を図ります。

② 運動機能向上プログラム

生活機能の維持・向上を目指した目標に基づき個別の計画を作成し、てサービスを行い、評価と計画の見直しを適宜行います。

③ 連携

地域包括支援センター及び居宅介護支援事業所との密接な連携に努めます。

(4) 健康管理

① 重度化への対応

様々な疾患や身体的・精神的障害を持つ方も快適に在宅生活を送れるよう支援し、QOLの向上に努めます。

ご利用者の重度化に伴い、ストマ装着や胃ろう、酸素吸入といった医療処置を必要とするご利用者を受け入れ、在宅時と同じように適切な処置を行います。

② 観察と報告

体調の変化に留意し、入浴やリハビリの実施判断は看護職員が行います。また、入浴時に全身をチェックすることで皮膚状態等を観察し、必要に応じてご家族や介護支援専門員へ報告します。

ご家族との連携を密にし、体調変化の早期発見に努めます。

③ 急変時の対応・主治医との連携

契約時に同意を得た方法で適切に対処します。緊急を要すると判断した場合には救急車を要請し、緊急連絡先のご家族、担当介護支援専門員へ迅速に連絡をとります。

日頃から病状を正確に把握し、介護職員とも医療知識を共有し異常の早期発見に繋げられるようにします。また、必要がある場合には主治医にも連絡をとり、緊急時の対応方法や、健康管理上の注意などの指示を仰ぎます。

#### ④ 感染症対策

感染を防ぐため最新情報を入手し、職員、ご利用者及びご家族へ情報提供すると共に、適切な時期と対策で感染症防止を徹底します。

#### ⑤ 口腔ケア

食前の口腔体操、食後の口腔ケアを実施することで、誤嚥の防止に努めます。

### (5) 食 事

#### ① 楽しみとしての食事

食事は、栄養補給ばかりでなく、生活の楽しみとして、重要な役割を持ちます。季節感のある献立やイベント食を通じて、食事そのものを楽しみ、交流を深め合える豊かな「食の時間」を提供します。

#### ② 個別対応

咀嚼や嚥下能力の低下したご利用者には、かゆ、刻み、ミキサー食、ペースト食など個々の状態に合わせた食事を提供します。

ご利用者及びご家族の希望を把握し、低栄養状態のご利用者については、ご利用者に合った方法により栄養状態の改善を図ります。

#### ③ 「楽しい食卓を考える会」への参加

「楽しい食卓を考える会」に月1回出席し、介護職員、管理栄養士及び厨房職員との連携を密にします。

### (6) 送 迎

居宅サービス計画、通所介護計画に沿って送迎の曜日・時間を決定します。送迎は、ドアツードアを基本として、できる限りご利用者の便宜を図ります。また、すべての場面において安全の確保に努めます。

### (7) 入 浴

自宅での入浴が困難な方に対し、衛生的な環境での入浴サービスを提供します。この際、ご利用者の安全を第一に考えた対応を心がけるとともに、更衣動作や入浴時動作も生活動作訓練という視点を持って介助し、家庭生活につながるように心がけます。

### (8) 非常災害対策（BCP対策）

災害時におけるご利用者及びご家族との円滑な連絡体制作りに努めるとともに年間計画に従って防災訓練を実施します。

BCPマニュアルを作成し、災害後速やかに事業が継続できるような体制

づくりを検討していきます。

施設全体で取り組んでいるBCP委員会に、毎月担当者が出席し、デイサービスの防災対策等に必要な情報を収集するとともに、苑全体の施策に対し提言を行います。

マニュアルの作成、防災訓練は在宅サービス課全体で協力し実施していきます。

#### (9) ご家族へのサービス

ご家族に対する適切な援助を継続的に行います。必要に応じ家庭を訪問し、ご利用者及びご家族の環境把握に努めます。また、連絡帳や送迎時の会話、毎月のお便り、電話連絡などにより情報交換をしながら適切な支援に努めます。

『家族会』を開催し、情報交換及び介護相談等を行います。また、ご家族の見学を推奨し、ご意見やご希望を伺いサービスの向上につなげます。

#### (10) 身体拘束及びリスクマネジメントへの対応

身体拘束は、基本的に行いません。身体拘束を避けるため、アセスメントにより原因を探り、対策をたて、安全な状態を作ることに努力します。

危険や事故に対しては、可能な限り事前に予測し、予防に努めます。

事故が起こった場合には、すみやかに、ご家族に説明するとともに、状況を把握して、対策を立て、記録に残して再発の防止を図ります。

(11) 時間割

標準的時間割			
	指定通所介護及び総合事業通所サービス		認知症対応型
	一般デイルーム	リハビリ室	ゆうゆう広場
8:15	送迎 8:15~10:30	送迎 8:15~10:30	送迎 8:15~10:30
10:00	血圧・体温測定 作業プログラム	血圧・体温測定 パワーリハビリ	血圧・体温測定 作業プログラム
10:30	体操	少グループ下肢筋力トレーニング	体操
11:30	口腔体操	口腔体操	口腔体操
12:00	昼食	昼食	昼食
12:30	休憩 口腔ケア	休憩 口腔ケア	休憩 口腔ケア
13:45	レクリエーション	集団体操 (チューブなどの器具使用)	レクリエーション
14:30	おやつ	おやつ	おやつ
15:00	送迎 15:00~17:15	送迎 15:00~17:15	送迎 15:00~17:15
※ 入浴は AM9:30~11:30 PM1:45~2:30			
※ PTによる個別リハビリは、1日を通じて順番に実施			

(12) 年間活動予定

4月	お花見	7月	スイカ割	10月	カラオケ大会	1月	獅子舞初詣
5月	カラオケ大会	8月	ボランティアによる催し	11月	おやつ外出	2月	ゲーム大会
6月	レストラン外食会	9月	敬老会	12月	餅つき	3月	ひな祭り
※ 消火訓練・通報訓練・避難訓練を各年1回 総合訓練を年2回実施							
※ 3か月に1回体力測定実施							

5. サービスの質の向上

(1) 関係機関、地域との連携・協力

介護支援専門員をはじめ、地域の関係機関との連携・協力を努めます。担当介護支援専門員には、毎月末に評価・報告書により状況を報告するとともに必要に応じてサービス担当者会議の開催を依頼します。

## (2) 新規ご利用者の受け入れ

介護支援専門員と連携し、訪問、アセスメントを行い、すみやかにサービスが開始できるように努めます。ご利用者またはご家族のご希望があった場合には、見学や体験利用をしていただき、活動内容をわかり易く説明し安心して利用開始できるよう配慮します。

## (3) 通所介護計画の立案

ご利用者の現状を正確に把握するとともに、将来の介護状況を考慮し、長期的な広い視点を持ちながら通所介護計画を立て、サービスを提供します。居宅サービス計画に沿った、ご利用者本位の通所介護計画を作成しサービスを提供します。

## (4) 職員の意識統一と連携

毎日のミーティング、月1回の課内会議及び年1回の事業計画説明会により職員の認識の統一を図ります。また、積極的な報告連絡及びコミュニケーションを推奨して仕事のしやすい環境作りに努めます。

## (5) 生活相談・苦情窓口

ご利用者に関する相談については、各職種がそれぞれの専門領域について、きめ細やかに対応します。必要に応じ外部の専門家（医師・保険師など）の意見を頂きます。

ご利用者とのコミュニケーションを大切にし、会話の中から個々のニーズを抽出し、活動内容に反映できるようにしていきます。

ご利用者及びご家族からの意見や苦情は真摯に受止め、詳細な記録を作成するとともに内容を検討して丁寧に対応します。この際、原因・対策を明らかにして再発を防止します。

## (6) 人材育成

### ① 職員研修

職員の資質及び知識を高めるため職場外研修への積極的参加及び職場内研修の積極的実施に努めます。

月	研修内容
5月	接 遇
6月	高齢者虐待防止と権利擁護（前期）
7月	感染症（前期）
8月	リスクマネジメント
9月	感染症（後期）
11月	認知症
12月	防 災
1月	レクリエーション
2月	高齢者虐待防止と権利擁護（後期）
3月	業務の見直し

② 業務改善、事業運営能力の向上

機能訓練、レクリエーションの各事業担当者による会議を、毎月行います。事業内容の反省に基づく改善を行い、職員の分析力や業務改善能力の向上を図ります。

③ 書類作成スキルの向上

各種報告書類の迅速な作成・提出を通じ書類作成スキルの向上を図ります。

④ ご利用者担当制に基づく情報の共有

ご利用者毎に担当する職員を定め、定期的にモニタリングを行い、ご利用者の現状及び変化する事項の把握に努めます。

必要に応じ、担当者によりご利用者の状況を他の職員に伝達し、全職員が同じ認識に基づきサービスを提供できるように努めます。

## 6. 世田谷区委託事業等

### (1) 配食サービス事業

一人暮らしの高齢者、または高齢者のみの世帯の方に日・祝祭日を除き、夕食を配達するとともに、安否を確認します。

### (2) 支えあいミニデイ事業

ミニデイグループ「にしき会」の活動（毎月3～4回）に対し会場、および昼食を提供します。

また、デイ・ホーム千歳での行事等へ参加していただくことで、相互連



携の強化を図り地域との連携の幅を広げるように努めます。

(3) ふれあい・いきいきサロン事業

地域住民主体の介護予防活動（週1回のパワーリハビリテーション）に対し会場、および機器を提供します。

# 給田ヘルパーステーション

## <訪問介護事業所>

### 1. 基本方針

住み慣れた家で可能な限り自立した生活を送れるよう、ご利用者の心身の状況、おかれている環境等に応じて、入浴、排泄、食事、その他生活全般にわたる幅広い介護ニーズにお応えします。

サービスの提供にあたっては、ご利用者のご家族の意向を最大限尊重し、居宅介護支援事業所、関係区市町村、地域の保健・福祉サービス等との密接な連携をとりながら総合的なサービスの提供に努めます。

### 2. 重点目標

- (1) 1ヶ月あたりの売上目標を3,600,000円とし、売上高の安定化を図ります。
- (2) モニタリングを通して課題を抽出する事により、より良いサービスを提供します。
- (3) ケア会議を月1回は開催し、職員と登録ヘルパーで情報共有を図ると共に、利用者毎の適切な対応について検討し、ケアプランに沿った一貫性のあるサービスを提供します。
- (4) 事業所内ミーティングを毎月行う事により、サービス提供責任者間の意識統一を図ります。
- (5) 関係各所に、ご利用者の状況やサービスについての報告や相談等を行い連携を図ることで、安心感のあるサービス提供を目指します。
- (6) 登録ヘルパー研修会を継続し、各ヘルパーのスキルアップを図ります。
- (7) 登録ヘルパーの増員と安定を図り、新規ご利用者の獲得に努めます。

### 3. 事業内容

#### (1) 訪問介護事業

介護保険法と関係法令を遵守し、介護保険法に定められた資格を有するヘルパーの派遣をします。

#### (2) 世田谷区受託業務

世田谷区営高齢者住宅（コスモ北烏山住宅）における生活協力員業務を受託し、契約内容に基づきご入居者の安全と快適な生活を支援します。

#### (3) 日常生活支援総合事業

世田谷区及び地域包括支援センターと密接に連携し、サービスの提供を行います。

#### (4) 実習生受け入れ

介護福祉士・社会福祉士の養成学校及び介護職員初任者研修実施機関等からの資格取得のための実習生の受け入れを行います。

### 4. 職員配置

常勤		非常勤	登録型ヘルパー
管理者	サービス提供責任者		
1名	3名以上	1名以上	20名程度

### 5. サービスの質の向上

#### (1) 外部研修

介護技術等の向上を図るため外部研修に積極的に参加します。

#### (2) ヘルパー研修

ヘルパーのマナーと資質の向上及び高度な知識と技術の修得により、ご利用者及びご家族の信用と信頼を獲得し、今後の需要拡大に繋げていきます。

また、サービス提供責任者と登録ヘルパーの交流を通じ、ヘルパー事業所及び「千歳敬心苑の一員」としての高い意識を持てるように努めます。

研修に当たっては、事前準備を周到に行うとともに適任の外部講師を迎

える等、内容の濃い研修実施に努めます。

	研 修 内 容
4月	介護制度、理念
5月	介護技術
6月	認知症
7月	懇親会
8月	
9月	消防訓練 緊急時の対応
10月	感染症について
11月	マナー・コミュニケーション
12月	懇親会
1月	
2月	リスクマネジメント
3月	事例検討

\*細部内容についてはその都度適切な内容を選定します。

\*研修内容については新任、現任同様に行います。

### (3) 介護方法のご家族への指導

ご家族の要望に応じて、さまざまな情報提供ならびに、より効果的・効率的な介護方法を提案いたします。

この際必要に応じ、ご利用者及びご家族の了解のもと関係機関と密接な連携を図ります。

### (4) 情報提供

ご利用者の状態変化について、介護支援専門員、他事業所へ積極的に情報提供し、サービス提供内容、サービス提供時間などが適時適切に見直されるよう努めます。

# 給田介護保険サービス

## <居宅介護支援事業所>

### 1. 基本方針

ご利用者の心身の状況、置かれている環境等に応じ、適切な保健医療サービス及び福祉サービスを、ご利用者の選択に基づき、総合的かつ効果的に提供されるよう配慮します。

サービスの提供にあたっては、ご利用者とご家族の意向を尊重し、関係区市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携を図ります。

### 2. 重点目標

- (1) 作成ケアプランの安定に努めます。作成目標件数 介護支援専門員 1 人当たり介護予防支援を含み 39 件を目指します。
- (2) 事業所外での研修などに積極的に参加し、職員の能力及び知識の向上を図ります。また、ご利用者が住み慣れたご自宅でその方らしく暮らせるような支援が出来る人材となります。
- (3) 地域包括支援センターや地域のサービス事業所との連携、インフォーマルサービスも含め、ご利用者中心のチームケアを実践します。地域に根ざした事業所となるよう努め、利用満足度 80%を目指します。
- (4) 中立公正な立場を保ちながら、ご利用者及びご家族、地域の方々のお困りごとに対し、気づきやきめ細やかな対応を大切にし、心の通う関係を構築します。
- (5) 事業所内でご利用者や他事業所の情報を共有する事で、担当者不在でも対応が出来、安心感のある事業所となります。
- (6) 事業所内で事例検討を含めた会議を週 1 回開き、職員の対応能力及び知識の向上を図るとともにケアプラン作成の資とします。
- (7) 年間を通して特定事業所加算要件を満たし、記録・書類の整備を図ります。
- (8) 介護予防日常生活支援総合事業については、地域包括支援センターと引

き続き連携しながら対応していきます。

### 3. 事業内容

(1) 要支援・要介護認定申請

要支援・要介護認定の申請及び区分変更が、円滑に行えるよう支援します。

(2) 認定調査

世田谷区及び他区市町村から受託している要介護認定訪問調査を行います。

(3) 居宅サービス計画の作成

居宅サービス計画を作成し、サービスが円滑に提供されるよう調整します。

(4) 相談・苦情

居宅サービス計画に位置づけた各種サービスに関するご利用者及びご家族の相談・苦情に対し、迅速かつ適切に対応します。

(5) 給付管理

居宅サービス計画の内容に基づき毎月給付管理を行います。

### 4. 職員配置

下記構成とします。

	管理者	介護支援専門員
配置数	1名（兼務）	6名

### 5. 研修計画

介護支援専門員に対する研修を積極的に実施します。

（研修計画：別途作成）

(1) 内・外部研修により、医療、認知症、コミュニケーション技術、権利擁護、成年後見制度、虐待防止、リスクマネジメント等に関する理解の向上を図ります。

(2) 世田谷区や地域でのケア会議や事例検討会へ積極的に参加します。

# 烏山あんしんすこやかセンター

## <地域包括支援センター>

### <世田谷区受託事業>

#### 1. 基本方針

私たちが出会う高齢の方は、この町で育ち、暮らし、地域を支えてきた方たちです。元気な方も、病気や怪我、それに伴う障がい等により、日常生活や社会生活に支障を抱えている方も、できる限り住み慣れたこの町で、その人らしく安心して暮らしていけるように、住まい、医療、介護、予防、福祉・生活支援が一体化に提供される地域包括ケアシステムの充実を目指し、その役割を担っていきます。

#### 2. 重点目標

##### (1) 相談支援体制の充実範囲

地区まちづくりの拠点であるまちづくりセンター、あんしんすこやかセンター、社会福祉協議会、三者連携が始まり3年目を迎えました。

区民の様々な相談への対応や課題の解決を図る「地域包括ケアの地区展開」を推進し、「福祉の相談窓口」として、高齢者のみならず、障がい者、子育て家庭、生活困窮者等の相談にも、関係機関や専門機関等と連携して身近な地区における福祉の相談支援の充実を図ります。

##### (2) 地域包括ケアシステムの基盤整備

支援を必要とする高齢者、認知症の方やその家族が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられるために、医療・介護提供体制のあるべき姿を多職種で協議・共有しながら、高齢者をはじめ、地域住民が支える側として参加できる環境整備に向けて、区、住民、関係機関との連携を図ります。

##### (3) 参加と協働の地域づくりへ

平成32年には団塊の世代のすべての方が70歳を迎え、就労を中心とした生活から生活環境が大きく変化する人が増えることが予想されます。健康や予防への関心を高め、健康・体力の維持増進や介護予防に向け、高齢者の主体的な取り組みを促します。高齢になっても地域や社会とつながりを持ちながら、「生涯現役」に向けた社会参加を支援するとともに、地区の課題や地域資源を把握・共有するとともに、地域資源の開発、ネットワー

ク強化に取り組み、支えあう活動が途絶えることなく続く地域づくりを目指します。

#### (4) 在宅医療・介護連携の推進

##### ① 在宅医療の普及・啓発

人生の最終章の過ごし方について区民がイメージできるよう、入院や通院ではなく在宅で療養生活をおくるという「在宅医療」について、様々な機会を通して普及・啓発を図ります。

##### ② 地区連携医事業

世田谷区地区連携医事業実施要綱に基づく地区連携医と協働して、毎月1回以上、2時間程度の取り組みを行い、医療と介護のネットワークの構築及び推進を図ります。

##### ③ 認知症ケアの推進

平成32年(2020年)4月に梅ヶ丘拠点区複合棟に開設する認知症在宅サポートセンター(業務の一部委託を前倒して開始)と連携しながら、認知症専門相談(もの忘れ相談)業務を実施します。

### 3. 事業内容

#### (1) 介護予防ケアマネジメント業務及び介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・地域支援課、烏山総合支所保健福祉課による支援体制の下、引き続きケアマネジメントや介護予防事業対象者の把握等に取り組みます。昨年度、4回開催ができた「いきいき講座」を、引き続き今年度も行います。

また要支援認定者及び事業対象者に対しては、自立支援や予後予測を念頭に置いたアセスメントの実施や地域ケア会議の開催により、介護予防ケアマネジメントの質の向上を図っていきます。

#### (2) 総合相談・支援業務

区民の幅広い「福祉の相談窓口」として、来所や電話による相談だけでなく、アウトリーチによる支援対象者を把握し、孤立化や認知症等の早期発見・早期対応に向け、地域住民等による相互の見守りネットワークづくりに取り組みます。

また、民生委員、町会、自治会、警察署、消防署、商店街、高齢者クラブ、サロン、金融機関とも情報交換、連携を図ることで、地区課題の整理・検討を行います。



### (3) 権利擁護業務

成年後見制度利用については、成年後見支援センター、消費生活センター等、各支援機関との連携のもと、適切な手続きが迅速に行えるよう支援してまいります。近年増加している特殊詐欺被害（振り込め詐欺）については、世田谷区は平成24年から7年連続して23区ワースト1、被害総額は約38億6千万を上回る見込みです。消費者被害予防の啓発の講話やパンフレット配布等を続けていくとともに、今年度からは自動通話録音機の無料貸し出し、注意喚起のPOPの配布についての取り組みを行います。

虐待（疑い）のケースについては、保健福祉課や介護事業者と連携して早期対応に努めます。引き続き、地域の高齢者に向けた権利擁護に関する各種啓発活動の取り組みや、虐待や成年後見等の対応スキル向上に向けた、介護事業者その他域関係者との勉強会等の取り組みを計画します。

### (4) 包括的・継続的ケアマネジメント

高齢者の様々な状況に応じた支援体制の構築と実践に向け、平成28年に立ち上げた主任ケアマネジャー連絡会を継続し、地域のケアマネジャーへの後方支援として、合同地区包括ケア会議において、研修会や事例検討等を行い、地域で高齢者を支える様々な専門職や関係機関等との連携づくりに取り組みます。

また支援が必要な高齢者に対して、個人では解決できない課題解決に向けた地域ケア会議を開催し、資源開発、政策形成につなげます。

### (5) その他

在宅生活を支えるための区の保健福祉サービスの相談、申請の支援を適宜行います。迅速な対応が必要な場合には、その他のサービスに繋がめます。また社会福祉協議会、グループホーム、予防地域密着型サービス事業所が行う運営推進会議、多職種連携会議などへも参加、協力をしてまいります。

## 4. 質の向上

(1) 専任の専門職として保健師、主任介護支援専門員、社会福祉士を配置します。専門性向上のために、東京都、世田谷区それぞれ職能団体が行う研修に適宜参加し自己研鑽に努めます。また事業者内において相談内容の共有や、困難事例については検討を行い、適切なケアマネジメントができるように対応してまいります。

区民に対する公的な窓口であるという意識を常に持ち、相手の立場に立

った丁寧な対応に努めます。

- (2) 研修計画：東京都地域包括支援センター職員研修（対象者）  
高齢者虐待研修・保健領域基本研修・あんしんすこやかセンター新人研修（対象者）・職能団体専門研修、他自己研鑽のために希望する研修に、職員全員が過不足なくいけるように配慮をしていきます。

## 5. 担当地域

給田 1～5 丁目、北烏山 1～9 丁目、南烏山 1～6 丁目

## 総務課

### 【方針】

1. 千歳敬心苑の窓口として **Hi-end** なホスピタリティを実践します。
2. 財政状況に合わせ、施設長・管理職と共に、健全な福祉経営を行います。
3. BCP 委員会を主導し、災害時に備えた整備を行います。

### 【具体的展開】

1. 総務課は、千歳敬心苑に来苑した方が初めて出会う職員であり、その職員の印象が施設の印象を決めます。このことを自覚し、高い接遇を身に付け、必要なホスピタリティを実践します。電話対応なども含め、学ぶ機会を作りマナー向上に努めます。
2. 経理を担う総務課は、安定的な経営を行うための提言・提案もミッションです。施設長はじめ各部署の管理職へ状況を発信し、共に考え、健全な福祉経営を行うための一助となります。また、各事業所が円滑な事業運営をできるよう、6 事業と協力します。
3. BCP 委員会を主導し、災害に備えた備蓄や必要物品の管理を行います。必要な研修の参加や施設内研修の実施を担います。

## ○委員会の運営

委員会名	活動内容
安全衛生委員会	・施設内の安全衛生管理 ・施設内の害虫駆除
感染症予防委員会	・感染症及び食中毒予防の検討と対策 ・指針、マニュアルの整備 ・感染症対応研修の実施
B C P 委員会	・B C P マニュアルに基づいた災害時対応研修の実施 ・災害に対する職員の意識向上

## 人材育成

### 【方針】

1. 福祉職としての自覚とプライドを育みます。
2. 研修・会議・面談などによるプロフェッショナルな職員の育成をします。
3. 個別の目標管理と評価基準を明確にします。

### 【具体的展開】

1. 私たちは福祉職です。介護職というと身体介護をイメージしますが、福祉職のミッションは、「人を幸せにすること」です。身体介護だけをしているのではなく、ご利用者が自分らしく生きる幸せを支援することが私たちの仕事だと自覚し、福祉職としてのプライドを育みます。
2. 内部研修では、新人職員研修、リスクマネジメント研修、認知症やおむつの当て方など、幅広く学べる場をつくります。管理職養成の場としては、千歳敬宮塾を開催し、介護・福祉だけでなく、経営に関してもスキルを磨けるようサポートします。その他、会議や面談など随時実施し、教育的要素も併せ、プロフェッショナルな職員を育成します。
3. 職員個人個人がどのような目標を持っているかを極力把握し、育成や人事に活かしていきます。また評価基準について明確化することで、公平性のある評価を行い、職員のモチベーションへとつなげます。

研修計画

対象職員	研修テーマ	内容	実施時期
新人	接遇マナー	接遇マナーと社会人としての心得	平成 31 年 5 月
新人	介護とは 福祉とは	介護・福祉に関する理解を深める	平成 31 年 6 月
新人	認知症の理解	認知症に関する医学的知識と症状から学ぶケース検討	平成 31 年 7 月
新人	福祉事業を知る	介護保険にはどのような事業があるのかを学ぶ	平成 31 年 8 月
全職員	虐待と拘束廃止	虐待と拘束を廃止するための心構え	平成 31 年 5 月
全職員	リスクマネジメント	事故予防と事故後の対策に関して	平成 31 年 6 月 平成 31 年 12 月
全職員	ハラスメント	何がハラスメントにあたるのかを学ぶ	平成 31 年 8 月
希望者	感染症予防	看護師による感染症予防と対策	平成 31 年 9 月 ～平成 31 年 10 月
希望者	リハビリ教室	理学療法士による力学的理解	平成 31 年 9 月 ～平成 31 年 11 月
千歳敬宮塾	福祉経営とは	福祉の歴史と経営について学ぶ	平成 31 年 10 月
千歳敬宮塾	リーダーシップと マネジメント	組織におけるリーダーシップとマネジメントの必要性と技術について学ぶ	平成 31 年 11 月
千歳敬宮塾	マーケティング	経営におけるマーケティングの重要性を学ぶ	平成 31 年 12 月
千歳敬宮塾	人事労務管理	管理職としての人事・労務管理について理解を深める	平成 32 年 1 月
千歳敬宮塾	財務諸表の見方	財務諸表の見方を学ぶ	平成 32 年 2 月

第 3 部  
池 袋 敬 心 苑  
( 豊 島 区 南 池 袋 )

目 次

	ページ
はじめに . . . . .	42
I 職員配置 . . . . .	43
II 事業所別事業計画	
○ 特別養護老人ホーム 池袋敬心苑 . . . . . (短期入所生活介護事業 併設)	44
○ デイホーム南池袋 . . . . .	53
○ 障害者支援施設 雑司谷 . . . . . (施設入所支援・生活介護) (短期入所事業 併設)	57
○ 障害者施設入浴サービス . . . . .	61
○ 雑司谷デイサポートセンター . . . . .	62
○ ふくろうの杜介護保険サービス . . . . .	64
○ ふくろうの杜高齢者総合相談センター . . . . .	66

はじめに

昨年 12 月に池袋敬心苑の施設長に就任し 4 ヶ月のリードタイムを経て、いよいよ新年度が始まりました。池袋敬心苑は、社会福祉法人が運営する福祉施設でありますから、当然「福祉」に主眼を置いた運営をしていかねばならないと考えております。

「福祉」とは、「幸福」「公的な配慮・サービスによって社会の成員が等しく受けることのできる充足や安心。幸福な生活環境を公的扶助によって作り出そうとすること」と定義されており、私たちはその「福祉」を共通の目的とした集団、すなわち「組織」であります。

今後将来にわたり、介護保険制度等の制度改革、外国人労働者を含めた人材確保の多様化とそれに伴う人材育成、施設設備の経年劣化等々、運営の障壁となりうる様々な課題が怒涛の如く押し寄せてくることは想像に難くありません。私たちはその中でご利用者に対する福祉提供、つまり幸福や安心を担保するためのサービスを創造し続けていかねばなりません。更に、ご利用者だけでなく地域に根差した施設運営にも高い意識を伴わせ、地域福祉のフラッグシップを目指していく必要があると考えております。

これらの「福祉」を追求する姿勢を組織として常に持ち、具現化に努めることが福祉施設としての安定的な経営基盤を構築し、また、先に述べた障壁となりうる課題の解決には不可欠であると考えております。

平成 31 年度も「福祉」という共通目的を有する「組織」が一丸となり、池袋敬心苑のサービスをご利用頂く価値を、地域社会に於ける池袋敬心苑の存在価値を高めていくために、私自身が高い意識と強い意志を持ち、率先垂範していきます。

平成 31 年 4 月  
池袋敬心苑 施設長 齋藤 隆弘

# I 職員配置

平成 31 年 4 月現在

職制区分		特養	通所	身障入所	身障通所	居宅介護	地域包括	合計
常 勤 職 員	施 設 長						1	1
	副 施 設 長			1				1
	事 務 職			1			1	2
	介 護 支 援 専 門 員	1				4	3	8
	生 活 相 談 員	2	2				3	7
	支 援 相 談 員			1				1
	看 護 職 員	3	1	1	1		1	7
	介 護 職 員	33	8	7	2			50
	理 学 療 法 士							0
	機 能 訓 練 指 導 員	1						1
	管 理 栄 養 士	2						2
	計	42	11	11	3	4	9	80
非 常 勤 職 員	医 師	4		1				5
	看 護 職 員	2	1					3
	理 学 療 法 士	1		1				2
	マ ッ サ ー ジ 師		1					1
	介 護 支 援 専 門 員							0
	相 談 員						1	1
	介 護 職 員	8	2	1	1			12
	運 転 手 兼 介 護 職		5		1			6
	洗 濯 係 等	6						6
	音 楽 療 法 士	1						1
	音 楽 療 法 補 助 員							0
計	22	9	3	2	0	1	37	

## Ⅱ 事業所別事業計画

### 特別養護老人ホーム 池袋敬心苑

<指定介護老人福祉施設：定員 82 名>

<併設型短期入所生活介護：定員 10 名>

#### 1. ビジョン

池袋敬心苑は、敬意と真心で地域社会から最も必要とされる介護サービスを創造します。

##### 《行動指針》

- (1) 私たちは、ご利用者とご家族の夢と希望を受け止め、「生活の快」や「生活の潤い」に繋がるサービスを実現します。
- (2) 私たちは、生活支援のプロフェッショナルとして、真の「ご利用者本位」を追求したケアを実現します。
- (3) 私たちは、「ここに池袋敬心苑があって良かった」と地域の方々に思われる地域福祉を創造し、社会福祉法人としての使命を果たします。

##### 《池袋敬心苑が目指す介護＝プレステージ・ケア》

- (1) ハッピーに溢れたケア  
明日が楽しみになるようなサービスを創造し、生活に潤いを与えるケアを実現します。
- (2) ホスピタリティに溢れたケア  
生活支援のプロフェッショナルとして、敬う心に溢れた上質なマナーをもって、おもてなしを感じるケアを実現します。
- (3) ヒューマン・ラブに溢れた看取りケア  
生命に対する畏敬の念を忘れず、ご利用者とご家族、その周囲の方々のその瞬間の感情を、ありのまま肯定的に受け止め、「最期が池袋敬心苑で良かった」と感じられる看取りケアを実現します。



## 2. 重点目標

### (1) 稼働率目標

特養：93.0% ショートステイ：100.0%

### (2) 看取りケアに関する知識及びサービスの向上

- ① 内部・外部研修に積極的に参加し知識の向上を図ります。
- ② 「看取りケアを考える会」を発足し、看取りケアのあり方や指針の見直しを行い「池袋敬心苑」としての看取りケアの確立を目指します。
- ③ 「多職種連携推進委員会」を通じて職種間の連携を強化し、ご利用者お一人おひとりが望まれる看取りケアを実現します。

### (3) サービス向上を目的とした人材育成プログラムの確立

- ① 人材育成委員会を中心に育成プログラムを確立します。
- ② 人材育成プログラムに沿った指導の実施及びプログラムの見直しを行うことで社会から求められる福祉人材の育成に繋がります。

### (4) 口腔ケアの意識・技術の向上

- ① 訪問歯科と「食事・口腔ケア委員化」の連携を強化し、ご利用者お一人おひとりに適した口腔ケアを実践します。
- ② 「食」の楽しみや喜びを感じられるサービス提供に努め、美味しく食事を召し上がって頂くことも誤嚥性肺炎予防のアプローチとして考えます。

## 3. 各セクション別方針

### 介護職

#### 【方針】

- (1) ビジョン、行動指針のもと、ご利用者のニーズを尊重した「プレステージ・ケア」を実現します。
- (2) 生活支援のプロフェッショナルとして常に最新の知識や技術を身に付け、それをご利用者や地域の方々に還元していきます。
- (3) ご利用者お一人おひとりのニーズを尊重した最適なサービスを提供するために、多職種協働のあるべき姿の実現に取り組みます。

### 【具体的展開】

- (1) 池袋敬心苑での生活に楽しみや潤いを感じて頂くために、ご利用者お一人おひとりのニーズを探求し、ハッピー、ホスピタリティとヒューマン・ラブに溢れたケアプランを作成します。
- (2) 人材育成委員会が中心となり、ケアの知識や技術向上のための研修を計画実施します。また、外部研修についても、そのアウトプット研修を実施することで共有財産化していきます。
- (3) ご利用者を中心とした多職種による多角的な、包括的なケアの実現のため、多職種協働推進委員会にて多職種協働のあるべき姿を構築し、実践に繋がります。

## 相談室

### 【方針】

- (1) 生活相談員が多職種連携の中心となって、ご利用者本位のサービスを実現していきます。
- (2) 82名の契約者数を安定的に確保した上で、ショートステイを必要として  
いるより多くの方にサービス提供が出来るよう調整していきます。
- (3) ご利用者のご家族だけでなく職員に対する相談援助も意識し、マネジメント面でも経営、運営に貢献していきます。

### 【具体的展開】

- (1) ご利用者の生活全般を支援するにあたり、様々な専門職がサービス提供に携わるなかで、専門職間の価値観の相違、サービスの方向性のご利用者のニーズ実現の妨げにならないよう調整する役割を果たします。
- (2) 300名を超える方々に入居をお待ち頂いている中で、定員82名の契約者数が安定的に、かつ継続的に維持できるよう迅速に、計画的に対応していきます。入院空床等はショートステイサービスに積極的に活用し、より多くの方々にサービスの提供をすることで、社会福祉法人としての使命を果たしていきます。
- (3) 直接的にサービス提供を行う介護職員等が意欲的に取り組めるよう、人材育成とその環境整備を意識した職員に対する相談援助を積極的に行い、組織マネジメントの中核を担っていきます。

## 医務室

### 【方針】

- (1) ご利用者の健康管理と維持のために、福祉施設としての看護を確立します。
- (2) 医療的ニーズの高いご利用者を継続的に受け入れていける体制を確立します。
- (3) ヒューマン・ラブに溢れた看取りケアを医療的視点から支え、実現します。

### 【具体的展開】

- (1) 配置医師と連携し、早期発見、早期対応により疾病等の重篤化を防ぎます。また、誤嚥性肺炎や感染症の予防についても中心的な役割を担い、元気で長生きのできる施設運営を実現します。
- (2) 医療的ケアについての知識、技術を常に最新に保ち、内部研修を実施する等により医療的ケアの向上、体制の確立に取り組みます。
- (3) 池袋敬心苑の看取りケアを確立、実現するため、配置医師を含めた各職種と連携し、ご利用者が安心して最期を迎えられるよう支援します。

## 機能訓練室

### 【方針】

- (1) ご利用者が安楽・安全に生活できるよう専門性を活かした支援をします。
- (2) ご利用者のADL維持、向上に繋がる機能訓練を実践します。
- (3) より苦痛の少ない、安らぎのある最期を迎えて頂く看取りケアを実現します。

### 【具体的展開】

- (1) ご利用者の身体状況に応じたシーティングやポジショニングを評価し、また適切な褥瘡予防具、福祉用具の導入推進のための中心的役割を担います。
- (2) 拘縮予防や筋力強化に繋がる個別機能訓練計画を立案し、その方らしい生活を維持する支援を多職種間で取り組みます。また、その中で機能訓練について育成、指導的役割を担います。

- (3) 全身軽擦や除圧管理などの疼痛緩和に努め、残された時間が安らぎあるものとなるよう支援します。

## 栄養管理室

### 【方針】

- (1) 日々の生活の中で「食」という「楽しみ」を提供します。
- (2) 終末期を迎えたご利用者にも最期まで五感で食事を楽しんで頂けるよう支援をします。

### 【具体的展開】

- (1) ご利用者の嗜好やご家族の意向など個々のニーズに寄り添い、クッキングレクの実施や選択食の充実を図り、安全にも留意した上で食の楽しみを演出できるサービスを創造します。
- (2) ご利用者の状態に応じ最期までご利用者が希望される食事の提案ができるよう、最新の情報を取り入れ、支援します。

## 短期入所生活介護

### 【方針】

- (1) ケアの質、サービスの質の向上に取り組み、リピート率を高めていきます。
- (2) 医療的ニーズの高いご利用者の受け入れ拡大が可能な体制を構築し、在宅サービスのセーフティネットとしての機能を果たします。

### 【具体的展開】

- (1) ショート担当委員会を中心に、ご利用者とご家族が「また利用したい」と思ってもらえるサービスの創造とケアの質の向上に取り組み、ホスピタリティに溢れた池袋敬心苑特有のショートステイサービスを確立します。また、施設内外研修等を通じ、在宅サービスや認知症対応について知識、技術を高めていきます。
- (2) 多職種間の連携をもって、医療的ニーズの高いご利用者の受け入れがこれまで以上に可能となるよう体制を整えます。在宅で介護サービスを必要とされている方々にご利用のお断りをしない池袋敬心苑のショート

ステイサービスの仕組みを構築します。

## 地域公益事業

### 【方針】

- (1) 「ここに池袋敬心苑があって良かった」と思ってもらえる地域福祉サービスを創造します。

### 【具体的展開】

- (1) 広報委員会を中心に、地域福祉のニーズをアウトリーチによって探求し、実習生やボランティアの受け入れだけに留まらず、池袋敬心苑の有する資源を最大限活用した新しい地域福祉サービスを創造します。

## 4. その他の活動方針

## リスクマネジメント

### 【方針】

- (1) リスクマネジメント委員会を中心に、ご利用者お一人おひとりが、「その方らしく安全に」「その方らしく安心して」過ごせる取り組みをします。
- (2) 事故報告書やヒヤリハット報告書を有効活用し事故を未然に防ぐことで、ご利用者が痛い思い、辛い思いをしない環境を作っていきます。

## 心身の拘束廃止・虐待防止

### 【方針】

- (1) 拘束廃止委員会を中心に施設内外研修等を実施し、身体的、精神的拘束のない生活環境構築への取り組みをします。
- (2) 虐待を「芽」の時点で排除するため、生活支援のプロフェッショナルとして小さい芽を看過しない、自浄作用を有した組織作りに取り組みます。

## 褥瘡防止

### 【方針】

- (1) 看護師、管理栄養士、介護職員、機能訓練指導員、介護支援専門員の連携のもと、褥瘡予防委員会を中心に、医療、栄養、除圧、体圧分散等、多角的に褥瘡の予防に取り組みます。
- (2) 褥瘡発生のメカニズムだけでなく、褥瘡予防の目的に対する理解を深め、共有し、ケアの質、意識の向上につなげる施設内研修を実施します。

### 5. 会議及び委員会活動（全体会議・委員会を含む）

会議・委員会名	開催	構成
月例運営会議	月1回	施設長 副施設長 課長 統括主任
職員総会	4月 10月	全職員
栄養会議	月1回	厨房職員 管理栄養士 担当職員
災害対策会議	偶数月	施設長 副施設長 各課災害対策委員
養護課運営会議	月1回	施設長 副施設長 課長 統括主任 生活相談員 介護支援専門員 介護主任 看護職員 機能訓練指導員 管理栄養士
養護課戦術会議	月1回	施設長 副施設長 介護主任 副主任
医務室会議	月1回	課長 統括主任 看護職員
入所検討会議	随時	施設長（副施設長） 課長 統括主任 生活相談員 介護支援専門員 看護職員 介護主任 機能訓練指導員 管理栄養士
サービス担当者会議	週1回	課長 統括主任 生活相談員 介護支援専門員 看護職員 機能訓練指導員 管理栄養士 居室担当職員
安全衛生委員会	月1回	産業医 施設長 副施設長 看護職員 介護主任

感染症予防委員会	月 1 回	産業医 施設長 副施設長 看護職員 介護主任
リスクマネジメント委員会	月 1 回	施設長（副施設長） 課長 統括主任 （生活相談員） 介護支援専門員 担当 委員
拘束廃止委員会	月 1 回	施設長（副施設長） 課長 統括主任 （生活相談員） 介護支援専門員 担当 委員
褥瘡予防委員会	月 1 回	看護職員 介護支援専門員 管理栄養 士 機能訓練指導員 担当委員
人材育成委員会	月 1 回	担当副主任 担当委員
食事・口腔ケア委員会	月 1 回	歯科医師 看護職員 担当副主任 管 理栄養士 担当委員
介護サービス委員会	月 1 回	担当委員
多職種協働推進委員会	月 1 回	生活相談員 介護支援専門員 看護職 員 管理栄養士 機能訓練指導員 担 当介護職員
看取りケアを考える会	月 1 回	生活相談員 介護支援専門員 看護職 員 管理栄養士 機能訓練指導員 担 当委員
行事企画委員会	月 1 回	担当委員
ショート担当委員会	月 1 回	生活相談員 介護支援専門員 看護職 員 担当委員
広報委員会	月 1 回	担当委員
養護課災害対策委員会	月 1 回	担当委員

( ) 内は、必要等に応じて適宜出席

## 6. 外部医療体制

### (1) 配置医師

医師名	予定	備考
原 田 晴 彦	毎週水曜日	医師都合により変更の場合あり
大 木 英 二	毎週金曜日	
高 岡 和 彦	毎週月曜日	
出 井 恒 規	隔週土曜日	

### (2) 訪問歯科診療

パークサイド歯科クリニック

ゆうデンタルクリニック

### (3) 協力病院

病院名	備考
一心病院	救急病院
聖母病院	救急病院



## デイホーム南池袋

<指定通所介護／介護予防・日常生活支援総合事業>

<認知症対応型通所介護／介護予防認知症対応型通所介護>

(定員：指定通所介護 35 名/日・認知症対応型通所介護 12 名/日)

### 1. 基本方針

ご利用者が出来る限り自宅での生活を維持し、その有する能力に応じ、その人らしい生活が送れるよう、ご利用者の「主体性・自己決定・自己実現・社会参加」を促し、生活意欲向上を目的としてサービスを提供します。

- ① 継続的安定経営のため、顧客獲得に必要な営業活動・居宅支援事業所との連携は綿密かつ緊密に取り組みます。
- ② 平成 31 年度は、個別機能訓練加算取得に向けた、訓練プログラムの作成と実施を行うとともに、土曜日営業の安定稼働、認知症対応型におけるプログラム作成を実施します。

### 2. 目標値

① 通所介護事業	年間稼働率	73%
② 通常型通所介護事業	月平均稼働率	82% 以上
③ 認知症型通所介護事業	月平均稼働率	50% 以上
④ 新規顧客獲得	年間	30 件以上

### 3. 重点目標

(1) 居宅介護支援事業所への適宜適切な情報提供の実施

- ① 在宅生活が安全であるために、予見できるリスクを報告します。
- ② 新規依頼のお問い合わせは 3 営業日後までに回答します。

### 4. サービス内容

(1) 生活支援に関する取り組み

サービス提供の実施は、ご利用者個々人の通所介護計画書をもとに、生活課題の理解のうえ安全に配慮し提供します。

(2) 入浴サービスの取り組み

身体状況に応じた入浴形態（一般浴槽・機械浴槽、介助のあり方等）を提案し、また、当日看護職員の判断により入浴サービスの実施を決定します。

(3) 運動・体操のサービスの取り組み

ご利用者の廃用性機能低下を防ぎ、身体機能の維持向上を目的とします。個別機能訓練加算Ⅰを取り、個別機能訓練計画書を作成し、それに沿って機能訓練を行うことで、身体機能等の機能維持向上の効果を高めていきます。

(4) 口腔機能向上のサービスの取り組み

歯科・口腔疾患・誤嚥性肺炎の予防、経口摂取の維持を目的に口腔ケアサービスを提供します。口腔機能の維持向上が特に必要なご利用者に対しては、口腔個別サービス計画書を作成しケアを実施します。

(5) 送迎サービスの取り組み

送迎サービスはご家族との接点となる機会でもあります。情報交換や必要事項の連絡・依頼等を効果的に実施します。

(6) 食事サービスの取り組み

安全で楽しい食事を提供するため、利用者個々人の嗜好、疾患による制限、麻痺の状況、咀嚼・嚥下機能、食事に対する意欲などに配慮いたします。

(7) 認知症プログラムの取り組み

少人数の落ち着いた環境を設け、不安や焦燥感などに配慮した活動を行ないます。平成31年度は認知症予防の研究に基づいたサービスの考案に取り組み、実施プログラムを3ヶ月に1つは新しく考案して実施いたします。

**【実施プログラム】**

- 音読 計算 唱歌 パズル 作品づくり ゲーム
- アハ体験 回想法（テレビ画像での回顧などの取り組み）
- 外出レク クッキングレク 音楽セラピー 等

#### (8) レクリエーション活動の取り組み

レクリエーション活動は、「ご利用者の生活が明るく楽しく快くなる」、「他者との交流機会とする」等を目的として実施いたします。

#### 【活動内容】

- ① 音楽療法の要素を取り入れたレクリエーション
- ② お散歩レク（近隣・屋上散策など）
- ③ 趣味・工作活動・フラワーアレンジメント（苔玉作り）
- ④ 国家資格取得者(鍼灸師)による患部マッサージ・関節可動域運動

#### (9) 健康管理の取り組み

ご利用者の健康管理は以下の通り実施します。

- ① 利用開始時は疾患・治療状況（頓服薬・塗布薬等を含む）・既往歴、それらに伴う禁忌の確認を行い、安全なサービス提供を実施します。
- ② サービス提供の安全性維持と健康管理の必要性から、看護職員はご本人・ご家族に健康確認の実施と適宜アドバイスを実施します。

#### (10) 介護相談・相談援助の取り組み

通所介護サービスの利用状況、また、利用上のご希望や苦情相談、在宅生活でのお悩みは、生活相談員が窓口として対応します。

### 5. 緊急時の対応と危機管理

緊急時の連絡先はサービス開始時に確認させて頂き、通所介護サービス提供中にご利用者に急変が生じた場合、ご家族・担当ケアマネジャー、緊急連絡先等へ連絡するとともに速やかに主治医等の医療機関へ連絡を行います。

### 6. リスクマネジメント

安全なサービスを提供するためのヒヤリハット活動・事故報告を確実に実施し、発見当日中に予防・発生の要因分析を行い、速やかに対策の検討、職員全員への周知、対策実施状況の把握、定期的な効果の振り返りを行います。また、業務の改善を積極的に行ない、ご利用者の安心・安全に努めるとともに、職員にとっても働きやすい職場構築を目指していきます。

## 7. 人材育成

人材育成は、習得目標となる「キャリアパス制度」に則って取り組み、苑内研修・外部研修によって進めます。

### (1) 内部（苑内）研修

- ① 新入職員研修は基本業務習得を中心に、OJTによる業務習得を図ります。
- ② 職員には「気付く力」に意識を持たせ、ご利用者・環境に対して、変化や危険等に速やかに対応できるよう啓発を行っていきます。

### (2) 外部研修

専門職種に関連する研修は、ご利用者ニーズを考慮します。特に東京都認知症介護実践者研修は優先すべき研修とし、適宜研修参加を試みます。

## 8. その他の活動

### (1) 実習生・インターンシップの受入

福祉人材育成の一環として、各学校の実習要綱に沿って介護実習生を受け入れます。また、東京都社会福祉協議会が主催する「福祉人材対策推進プロジェクト」に参加し、若者の人材育成と地域貢献に努めます。

### (2) ボランティアの受入

趣味活動の多様化と総合事業における開かれた施設を実現するため、ボランティア活動を積極的に受け入れします。

## 障害者支援施設 雑司谷

<施設入所支援施設・生活介護：定員 10 名>

<併設障害福祉サービス事業（短期入所）：定員 1 名>

### 1. 基本方針

- (1) 施設入所支援施設では、ご利用者の障害程度に応じ、食事や入浴、排泄等の日常生活の介護サービスや相談などのきめ細かい支援に努めます。
- (2) 生活介護事業では、施設入所支援サービスを受けるご利用者の日中活動の場として、創作活動、趣味活動、機能訓練等の各種プログラムを提供します。
- (3) 短期入所事業では、介護をしているご家族が一時的に介護から解放され、休息をとれるよう支援します。  
また、情報提供や相談支援を通じて在宅介護の継続を支えます。

### 2. 重点目標

- (1) 魅力ある職場作り
  - ① ご利用者の意思決定を尊重し、個別支援計画を中心とした「自分らしい暮らし」の叶う施設作りを継続して行って参ります。
  - ② 実習指導者（介護福祉士・社会福祉士）が複数体制となり、活発な実習生受入を通し、施設の魅力発信を行って参ります。
- (2) サービスの維持向上と効率化  
各職員が自らの担当業務に責任感・達成感を持てるよう、役割分担を明確化します。
- (3) 稼働目標値及び売上目標値

区 分	目標稼働率	目標売上金額
障害者支援施設	97.30%	¥88,039,061
短期入所	100.00%	¥5,364,096
合 計	97.54%	¥93,403,157

### 3. サービス内容

#### (1) 日常生活における支援

入浴、食事を通じた栄養管理、排泄など場面ごとの支援について、ご利用者一人ひとりの嗜好や生活リズムを掴み、自分らしく主体的に生活できるように支援していきます。

#### (2) 日中活動

ご利用者のニーズを定期的に聞き取り、これを反映した多様な活動やレクリエーションを考案・提供します。

#### (3) 行事・外出活動（生活圏、社会経験の拡大）

気分転換や、社会生活の拡大を図ることを目的に、下記の支援を実施いたします。

##### ① 個別外出

ご利用者と担当者が共に企画、準備、実施までを行い、個々のご利用者の希望に沿った外出を支援します。

##### ② 日帰り外出、外食レク

ご利用者の身体状況や体調面を考慮しながら日帰り外出を実施します。また、外食レク、近隣外出、ドライブ外出などの機会を作っていきます。行き先やメニューをご利用者と一緒に考えて決めていきます。

##### ③ 日常の外出支援

生活必需品等の買い物に出掛け、買物の選択を楽しむことをねらいとした支援を行います。施設近隣の地域行事（お祭りや音楽会など）への参加機会を設け、ご利用者のQOL（生活の質）の向上に繋げて参ります。

#### (4) 相談支援

ご利用者の意思や権利が尊重され、安心して生活できる環境作りを目指し、ご利用者・ご家族・親族関係者等の相談に積極的に応じます。

#### (5) 健康管理

医師・看護師と連携を図り、加齢や症状の進行とともに高まる医療ニーズに対応し、安心して楽しい日々を過ごせるように支援します。

#### (6) 機能訓練のサービス

作業療法の専門的知識と技術を活かし、ご利用者一人ひとりの心身の状態を把握し、集団プログラム及び個別プログラムを作成し心と身体のリハビリテーションに努めます。

### 4. 人材育成

職員一人ひとりがサービス提供にあたり、他職員と意見を交換した上で熟考し、柔軟な支援ができる人材を育成することを目指します。

#### (1) 内部（苑内）・外部研修への参加

##### ① 外部研修への参加

職員の更なる活躍を後押しできるよう、個人ごとの役割に合致した外部研修に参加できる機会を作り、研修の成果を日常業務に反映できる体制を構築することで先のキャリアを描いていけるようにしていきます。また、区内外の他事業所と協力し、交流研修や見学会、事例検討会などの取り組みを継続していきます。

##### ② 内部研修の実施

虐待防止や権利擁護、感染症予防、総合的防災研修（訓練）などの内部研修実施に努めます。

### 5. 短期入所事業（定員：1名）

#### (1) 運営方針

小規模施設としての特性を活かしながら、地域に住む障害者が可能な限り地域での生活が維持できるよう、一時的に施設に入所し、主介護者の身体および精神的負担の軽減を図ります。

また、情報提供や相談支援を通じて在宅介護の継続を支えます。

#### (2) サービス内容

##### ① 日常生活支援

本体施設である障害者支援施設に準じます。

##### ② 利用申込み

原則、利用希望月の2ヶ月前の1日～10日で郵送にて受け付けます。

③ 利用期間

障害福祉サービス受給者証に記載されている支給決定日数とします。

※支給決定日数を超える場合の、自費での利用は実施致しません。

④ 送迎

実施致しません。



## 障害者施設入浴サービス <豊島区受託事業：定員 7 名>

### 1. 基本方針

身体上の障害により、ご家庭において入浴することが困難な身体障害者に対し入浴サービスを行うことにより、身体障害の心身の健康を増進すると共に、家庭介護の負担を軽減し、在宅福祉の向上に努めます。

### 2. 重点目標

- (1) 区立心身障害者福祉センターに職員が出向いてのサービス提供となり、これまでと違った動きが必要になります。安全で効率的な入浴サービス提供体制を構築していきます。
- (2) 豊島区障害福祉課、心身障害者福祉センター職員と密に連携を取り、情報交換に努めます。

### 3. サービス内容

※豊島区からの委託仕様書に基づき、下記のサービスを提供します。

- (1) 入浴  
更衣も含め、同性介助を実施します。
- (2) 移動・移乗  
必要に応じてリフトも使用し、安楽な移動や移乗介助を実施します。
- (3) 健康管理  
入浴前後には看護職員によるご利用者の全身状態、バイタルのチェックを行い入浴の可否の判断を行います。

# 雑司谷デイサポートセンター

## <地域活動支援センター：定員 10 名>

### 1. 基本方針

地域の資源である、地域活動支援センターとしての特性をいかしながら、地域社会の中で孤立することなく、安心して生活することができるよう支援を目指します。地域の中にある障害者のための居場所としての機能を十分に発揮し、適正な運営に努めます。

### 2. 重点目標

#### (1) 医療ケアを要する方の受け入れ

豊島区と連携し、地域活動支援センターの機能を強化、医療ケアを要する方の受け入れが可能となりました。安心して継続利用頂けるサービス提供体制を早急に整え、地域の重要な資源のひとつとして機能していきます。

#### (2) 個別支援計画に基づいた支援

ご利用者ごとに地活通所の目的や希望する活動などを明確にし、個別支援計画書に位置付け支援していきます。

### 3. サービス内容

#### (1) 権利擁護・自己決定の尊重

ご利用者ごとに違った生きづらさを感じておられることを前提に、気持ちの受容に努め、ご本人の立場に立てるよう心がけます。また、ご自分で決めることを大切に頂き、ことばの障害を持っていても、ノンバーバルな表現手段で、自己決定ができるように支援します。

#### (2) 利用者に応じた個別支援

障害の内容も様々なため、ご利用者に応じた活動を提案していくと同時に、自己決定による参加とし、強制はいたしません。

#### (3) 日常生活動作訓練

併設事業所の作業療法士に意見をもらい、ご利用者のもっている機能を

評価し、家庭での生活に活かすことのできる訓練プログラムを提供します。

(4) 社会適応訓練

当事業所を家庭の次に小さな社会ととらえ、身近な社会性を学べる場となることを目指します。

(5) 食事

日々の食事の中で「食」は楽しみのひとつです。季節感などバラエティーに富んだ食事の提供を目指し、通所での食事が楽しみとなるようなサービスの提供に努めていきます。

(6) 身体介護

入浴、排泄、移動・移乗など、ご本人のペースを尊重して行います。

(7) 送迎

安全な運行はもちろんのこと、個別の事情を勘案しながらも、ご利用者の希望が最大限叶うよう、随時調整に努めます。

(8) 健康管理

専従配置の看護職員により日々の健康状態を確認、また必要に応じて適切に処置を行います。

(9) 環境整備

フロア環境を整備し、ご利用者が食事、活動等に、安心してくつろげる居場所を確保します。

(10) 相談支援

日頃からご利用者の気持ちに耳を傾け、傾聴していく中から、隠れたメッセージをくみ取れるよう支援していきます。

(11) ご家族への支援

ご利用者を取り巻くご家族の生活の危機を察し、行政と連携をはかり支援します。また、サービス提供の時間をご家族の休息にあてて頂けるよう、事業所を安心して利用頂けるように努めます。

# ふくろうの杜介護保険サービス

## <指定居宅介護支援事業所>

### 1. 基本方針

- (1) 介護保険制度の趣旨に従い、地域の高齢者が出来る限り自宅でその能力に応じて自立したその人らしい生活が送れるよう、利用者の意思および人格を尊重し利用者の選択に基づき、総合的かつ効果的なサービス調整を行います。
- (2) 情報共有とケアマネジメント力の向上を目的として、所内にて週1回1時間程度のケアカンファレンスを行い事業所全体のレベル向上を図ります。
- (3) 年度初めに各ケアマネが研修計画を作成し、それに基づき各種研修会や連絡会に積極的に参加し、人的交流の拡大と情報収集に努めます。

- ① 平成31年度研修計画
  - ア、介護保険制度関係
  - イ、専門性向上研修（区主催のケアマネジャー向け研修）
  - ウ、施設内・外研修
  - エ、豊島区主任介護支援専門員連絡会等への参加
  - オ、勉強会の開催（年3回程度）
  - カ、連絡会・勉強会へ参加

### 2. 重点目標

- (1) ケアプラン契約目標件数           140件  
    認定調査                           8件/月  
    とし、収支バランスの安定を図ります。
- (2) 要支援・要介護者や家族が住み慣れた自宅での自立した生活を送れるようアセスメントを通じニーズの的確な把握と円滑なサービス調整、相談を行います。そのために介護支援専門員の資質の向上を図ります。
- (3) 併設の地域包括支援センターや地域のサービス提供事業者等と連携し、ご利用者主体のチームケアを実践する。  
    地域ケア会議等に参加し、地域に根ざした居宅介護支援事業所として地

域の社会資源の把握、向上に努めます。

- (4) 特定事業所加算(Ⅱ)を算定しているので、引き続き加算用件の維持に努めます。
- (5) 介護支援専門員の実習生の受入れを行います。
- (6) 介護保険改正等、漏れのないようにしっかりと対応をしていきます。

### 3. サービス内容

- (1) 介護支援専門員が在宅の要支援・要介護状態にある高齢者等に対し、適正な居宅介護支援を提供します。  
居宅サービス計画を作成するにあたり、相談、調整、訪問、アセスメント、モニタリング、サービス担当者会議、記録等を行いニーズを的確に把握しサービスが円滑に提供されるよう調整します。
- (2) 要支援・要介護認定申請  
要支援・要介護認定の申請及び、区分変更が円滑に行えるよう支援します。
- (3) 認定調査  
豊島区及び他区市町村から受託している要介護認定訪問調査を行います。
- (4) 相談・苦情  
居宅サービス計画に位置づけた各種サービスに関するご利用者及びご家族の相談・苦情に対し、迅速かつ適切に対応します。
- (5) 給付管理  
居宅サービス計画の内容に基づき毎月給付管理を行います。

# ふくろうの杜高齢者総合相談センター (地域包括支援センター) <豊島区受託事業>

## 1. 基本方針

地域の高齢者の生活全体を支える観点から、本人や家族の身近な場所で気軽に相談できる窓口となることを基本とし、多様化多層化する高齢者ニーズに対し、介護予防の視点から掘り起こしに努め、介護、医療、福祉等関係機関ならびに地域住民等によるインフォーマルなサービスとの連携を図り、包括的なケアの提供を目的とします。

## 2. 重点方針

### (1) 見守り支援事業の推進

担当圏域における民生児童委員の欠員数が区内でも多く、民生児童委員の欠員状況は依然として厳しい状況ある。こうした地域の実情に合わせて高齢者の見守り活動を効果的に行う為、関係機関との連携維持・強化に取り組みます。特に住民等を中心とした組織（民生児童委員協議会、町会、高齢者クラブ、集合住宅管理組織など）については、顔の見える関係作りに努め、密接な連携体制を構築します。

#### ① 高齢者と関わる地域資源との連携の維持・強化を目的とした定期的な交流の実施

- ・区民ひろば南池袋、区民ひろば高南第一、区民ひろば目白と定期的な交流を図り、地域の社会資源の状況の把握に努めます。
- ・民生児童委員、コミュニティソーシャルワーカーと適宜、情報交換をし、地域の社会資源の把握、調整、開発等に努めます。

#### ② 地域資源との関係性の維持・強化

- ・地域住民を中心とした組織（町会、高齢者クラブ、集合住宅管理組合等）との交流を図ります。
- ・通常業務と併せて、地域診断を目的としたフィールドワークを展開し、担当圏域の特性、課題の把握に努めます。

③ 高齢者実態調査に基づく訪問活動の実施等

- ・ これまでに実施された高齢者実態調査及び熱中症対策事業をもとに、生活実態把握を目的とした訪問活動を継続します。
- ・ 必要に応じて、高齢者等の安否確認に関する相談対応等を行います。

(2) 介護予防の推進と、地域の高齢者の集いの場の確保

平成 31 年度も豊島区介護予防普及啓発事業の委託事業として「介護予防サロン」を開催します。住民が自ら開催する活動も増えてきていますが、包括主催のサロンは地域の高齢者の集いの場として、閉じこもりがちな高齢者等に社会参加を促すための場として利用するなど多様な活用をめざします。

① ふくろうサロン（毎月第 2 土曜日 池袋敬心苑にて開催）

豊島区が 2 年前に長寿医療センターと考案した、としまる体操を軸に開催中。大体毎月 15 名前後が参加しており、新規の利用者も毎回数名参加しています。ほぼサロンサポーターが運営を行っています。

② おとこのサロン（毎月第 3 木曜日 区民ひろば目白にて開催）

前半の 45 分でとしまる体操を行い、後半は、各種講座やビデオ鑑賞、奇数月は、引き続き日本福祉教育専門学校のパズルサークルOBによるパズルを行う予定です。

③ おとこのサロン in 高田（毎月第 2 木曜日 高田介護予防センターにて開催）平成 30 年より坂下の地域の男性をサロンなどに誘う場づくりとして高齢者福祉課予防グループ、高田介護予防センターと協力して開催中です。平成 31 年度は、「防災」をテーマに様々な講座や活動を行っていく予定です。

(3) 認知症支援の充実

① 認知症家族懇談会（年 12 回）の実施の支援

豊島区介護者サポーターが実施する懇談会に参加して、介護者の質問や悩みに専門職としての助言や情報提供を行ってまいります。家族同士が話し合いをする中で、孤立化を防ぎ、地域資源や介護の情報が伝達できるようにします。ケアマネジャーや関係機関への周知に努め、地域で介護疲れしている介護者のより多くの参加を目指します。

## ② もの忘れ相談の実施

もの忘れ相談（定期年 2 回・随時対応）を行い、物忘れを心配する高齢者や家族の相談に応じ、認知症を早期に発見して医療・福祉機関につなげます。また、定期開催以外にも随時訪問型を活用します。

## (4) 地域のケアマネジャーの支援のために

包括的・継続的ケアマネジメント支援業務では、個別ケースに対する支援のみならず、以下の環境整備が重要と言われるようになっていきます。

- ① 関係機関（インフォーマル・フォーマル含む）の連携体制構築支援
- ② 介護支援専門員同士のネットワーク構築支援
- ③ 介護支援専門員等の実践力向上支援

平成 30 年度より、圏域内の主任ケアマネジャーもしくは、主任ケアマネジャー取得を目指すケアマネジャー10 名程度で、地区懇談会や事例検討会の企画、運営を行い始めました。平成 31 年度も年間 4 回程度開催し、上記環境整備を行います。

## 地域ケア会議（個別）の開催

ケアマネジャー個人や事業所単独では、地域住民や関係各機関への連絡調整は困難な場合が多いため、包括にて必要時地域ケア会議を開催し、高齢者を周囲で支える体制を強化します。高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、介護保険サービスのほか、地域におけるサポート支援を皆で共有する働きかけを継続して行っていきます。

## 3. 業務内容

### (1) 包括的支援事業

- ① 包括的支援事業（総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務）
- ② 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築
- ③ 地域ケア会議の実施
- ④ 認知症の早期発見・早期対応に関する業務

### (2) 第 1 号介護予防支援事業



#### 4. 指定介護予防支援事業所の目標

個々の利用者の心身の状況や生活環境に応じた効果的な支援計画を作成するとともに、利用者の意欲を引き出し、主体的な行動を促して生活の維持、向上を目指します。

#### 5. 職員の資質の向上のために

- (1) ミーティングを週1回開催し、情報の共有化とソーシャルワークの技術等の向上に努めます。
- (2) 包括支援センターの広報を行うため、地域へ積極的に出向き人的交流の拡大と情報収集に努めます。
- (3) 自己研鑽の結果としての各種の資格取得を奨励します。
- (4) 部外研修に積極的に参加するとともに、内部研修を実施します。  
平成31年度の研修内容は以下のとおりです。

- ① 介護保険制度関係
- ② 専門性向上研修（成年後見制度、予防プラン作成、高齢者虐待、認知症、ケアマネジャー専門研修等）
- ③ 業務関係（消費者被害、在宅医療連携、相談援助技術等）
- ④ マネジメント関係

#### 6. 利用対象者と担当地域

- (1) 利用対象者  
豊島区に住所を有する65歳以上の高齢者及びその家族等
- (2) 担当地域  
南池袋1～4丁目 雑司が谷1～3丁目 高田1～3丁目 目白1～2丁目

#### 7. 職員配置

- (1) センター長 1名
- (2) 職員 8名（専任7名、兼務1名）
- (3) 職員の職種  
看護師1名 社会福祉士2名 主任介護支援専門員1名（常勤4名）  
見守り支援事業担当者2名（常勤1名、非常勤1名）  
指定介護予防支援事業所専任2名（常勤2名）

## 総務課

### 1. 基本方針

総務業務は、法令を順守して職場環境を適正に整備していきます。また経理業務においては正確な財務諸表を作成して運営上の指針となるよう努めます。

### 2. 重点目標

(1) 人材の確保

中期経営計画に基づき、配置人数が充足できるようにします。

(2) 施設内研修の推進

施設内の研修を企画、実行します。今年度は接遇マナー向上と介護技術の研鑽に努め研修を企画します。

研修名	開催月
介護技術研修	4月 9月 2月
接遇マナー研修	8月 10月 12月

## 第4部

# 浦安市障がい者福祉センターきらりあ (千葉県浦安市)

### 目次

	ページ
はじめに . . . . .	71
1 基本方針・重点目標・計画	
就労継続支援B型事業 . . . . .	72
生活介護事業 . . . . .	73
指定特定相談支援事業 . . . . .	74
2 職員配置 . . . . .	75
3 予想利用者数 . . . . .	75
4 委員会 . . . . .	75
5 クラブ . . . . .	80
6 年間行事 . . . . .	81

7	苦情対応	81
8	権利擁護	82
9	会議	82
10	健康	82
11	給食	83
12	実習生・ボランティア	84
13	防災	85
14	総務課	85

はじめに

平成 31 年度が始まりました。5 月からは新元号となり、元年 11 月にはセンター開設から 16 年が経ちます。この間に市内の障害福祉事業所は増加し多様なサービスが提供されるようになりました。しかし、当事者の方々にとっては選択の幅は依然狭く、必要なサービスの充実が望まれています。一方で、社会的な問題にもなっているように事業所ではどこも人材不足に悩まされている状況です。

きらりあでは以前の利用者アンケート結果を基に「早朝受け入れサービス」の試行を今年 1 月から始めたばかりですが、他にも様々なサービス希望があります。曜日や時間、内容などニーズは多様ですが、今後も可能なサービスから試みができればと考えています。サービス内容を増やすためには人材も必要になるため、今後の事業展開も視野に入れながら、現場の職員で作るスキルアップ委員会や研修委員会なども活用して、人材育成にも力を入れていきます。もちろん生活支援は一事業所で完結することはないという意味でも、きらりあ相談室を中心にして他機関との連携をしっかりと行って参ります。

また、昨今特にクローズアップされてきている権利擁護について、当センターでは以前から権利擁護委員会が中心となって活動してきましたが、特に虐待防止という観点から、新たに虐待防止委員会も独立して活動を始めています。必要に応じて外部からの委員も加えた形で委員会を進めることで、施設内・外でのあらゆる場面で虐待に繋がるおそれのある状況を未然に防ぐための支援を目指します。

その他、今年度からはあしたばカップ（運動会）に変わるイベントを計画しています。既に定着をしてきた就労継続支援事業所の日帰りバスツアーや生活介護事業所のファミリーイベントを始めとする様々なイベントを通して、楽しみなイベントという意味合いはもちろんの事、将来に繋がる様々な経験となればと考えています。

最後に、仮称東野地区総合福祉施設の建築に向けて、当センターの周囲で多くの工事車両が通り、重機が稼働し、工事音もしています。ご利用者のみなさんにとっても落ち着かない日々がしばらく続くことになるかと思えます。そのような中でも、安全を第一に考え、安心してセンターを利用できるような配慮をしながら、また今年一年、みなさんが今を満足し、先に繋がるための支援に取り組んで参ります。

平成 31 年 4 月  
浦安市障がい者福祉センター  
センター長 肥 田 淳

## 1. 事業別基本方針・重点目標・サービス内容

### ◀ 就労継続支援B型事業 ▶

#### (1) 基本方針

就労継続支援事業では、働くことを通じて、金銭や作業技術のみでなく社会生活技能を身に付け、また社会の一員として誇りと尊厳を持つことができるような支援を目指します。そのために、作業をはじめとする活動環境を整えるとともに、ご利用者一人ひとりに合った目標の設定と支援を心掛けていきます。

#### (2) 重点目標

- ① 働きがいがある職場を目指します。
- ② ご利用者が主体となって作業に取り組める支援を行います。
- ③ 職員間での支援方針の共有とチーム支援を強化します。

#### (3) サービス内容

##### ① 作業

3グループに別れて、グループ毎の作業に取り組んでいただきます。

グループ名	作業内容
第一作業グループ	軽作業（資材組立、資材封入等）
第二作業グループ	クリーニング業務（作業着、検査着、タオル等）
第三作業グループ	焼菓子製造・販売

※屋外清掃作業等はグループに関わらず協力して行います。

##### ② イベント（就労継続支援事業所内）

###### ア 日帰りバスツアー

秋に大型バスを利用して日帰り旅行を行います。

###### イ イベントサークル活動支援

利用者の自主サークル活動で行う、お花見やすいか割りなどのイベント開催を支援します。

###### ウ 忘年会・新年会

年末年始にかけて、グループ毎に忘年会又は新年会を行います。

##### ③ 支援方法

ア 作業環境を整え、一人ひとりに合った作業内容と作業量の割り振を行います。

イ 出来ていることや取り組んでいる姿勢を積極的に評価し、称賛の声掛けをしていきます。

ウ ご利用者自身で作業を選択する機会や、いつもと違う活動にチャレンジする機会を作ります。

- エ 作業状況や売上、受注商品の使われ方などの情報を伝えていきます。
- オ 日々のミーティングに加えて、定期的に個別支援計画の達成度や進捗状況について確認や見直しを行う機会を設けます。

## 《 生活介護事業 》

### (1) 基本方針

生活介護事業では、身辺自立・コミュニケーション・健康などの生活技能向上を目的とした自立活動、他者からの評価承認を得られる場としての生産・創作活動を通してそれぞれの自己実現に向けた支援を目指します。そのための環境を整えるとともに、ご利用者一人ひとりにあった目標の設定と支援を心がけていきます。

### (2) 重点目標

- ① 自信を持って日常生活を送れるよう支援します。
- ② 体力や運動機能の維持・向上に努めます。
- ③ 協同の喜びを得られる機会を設けます。
- ④ 地域社会とのつながりを大切にします。

### (3) サービス内容

- ① 安心した日常を送るための環境や支援内容を適宜見直し整えます。
- ② 将来の生活に必要な技能が何かを考え、習得する場を設けます。
- ③ 運動やストレッチ、機能訓練を継続して取り組みます。
- ④ 理学療法士とも連携し、運動やストレッチ等の内容を定期的に見直します。
- ⑤ 季節を感じ、楽しさや心地よさを皆で分かち合える行事を企画します。
- ⑥ ご利用者間、ご家族同士が交流できる機会を設けます。
- ⑦ 社会の一員として、力を発揮する作業や地域貢献の場を提供します。
- ⑧ 納品や公共施設の利用を重ね、地域とのつながりを深めていきます。

## ◀ 指定特定相談支援事業 ▶

### (1) 基本方針

障がい者の自立した地域生活を支えること、ご利用者やご家族の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けた相談窓口となることを柱とし、多種多様なニーズに対して、「本人主体の生活」を実現するために、福祉・医療・介護・教育等関係機関との連携を取り、ケアマネジメントを行うことを目指していきます。

### (2) 重点目標

- ① ご利用者やご家族の相談に応じ、必要な情報提供や迅速な対応に努めます。また多種多様な相談に応じるために、関係機関との連携を強化します。
- ② ご利用者やご家族からの聞き取りや相談員がマネジメントを行うことを通して見えてくる地域課題の解決に取り組みます。
- ③ 権利擁護の観点を意識しながら、ご利用者が自己決定、自己選択ができるような支援が提供されるように調整を行います。
- ④ 相談支援に必要な幅広い知識と技術の習得、交渉力・調整力等を高め、相談支援の質の向上に努めます。

### (3) サービス内容

- ① 関係機関等と連携しながらアセスメントを行い、ご利用者一人ひとりに合ったサービス等利用計画を作成します。
- ② ご利用者のプライバシーに十分配慮し、サービス提供事業所や行政・その他の必要な機関との連携に努め、状況の変化などへの迅速な対応や、より適切なサービス利用へとつなげていきます。
- ③ 定期的にご利用者・ご家族、必要に応じサービス提供事業所からの聞き取りを行い、権利擁護や意思決定支援を意識したご本人主体の生活を目指したサービス利用計画を作成します。
- ④ 地域課題に関しては自立支援協議会や、実務者会議などを通して行政に働きかけていきます。
- ⑤ ご利用者の特性やご家庭の状況に合わせたサービス利用につなげられるよう、事業所の情報収集（見学など）を行います。
- ⑥ 様々なケースに対応できるよう研修や事例検討会への参加などを通じて制度の理解を深め、相談員のスキルアップを図ります。
- ⑦ 多角的なアプローチができるように適宜ミーティングの実施、必要に応じケース検討も行います。



## 2. 職員配置

	職 種	就労継続支援B型事業	生活介護事業	相談支援
常 勤 職 員	管 理 者	1		
	サービス管理責任者	1	1	
	職業指導員	8		
	生活支援員	3	23	
	相談支援専門員			3
	看 護 師	2		
	管 理 栄 養 士	1		
	事 務 員	3		
非 常 勤 職 員	生活支援員	1		
	医 師	2		
	看 護 師			
	理学療法士	1		
	ドライバー	2		
	作業補助員	2		

\*医師2名は嘱託医と産業医です。

## 3. 定員数と予想利用者数

	就労継続支援B型事業	生活介護
定 員	50 (1日の利用者数)	55
予 想 数	50	56

## 4. 委員会

職員は全9つの委員会のいずれかに所属し活動します。ご利用者にとって安全で豊かなセンターでの生活を送っていただけるようにそれぞれの委員会が目的に沿った活動を行います。

## (1) 事故委員会

施設内の事故を未然に防止し、安全かつ適切な支援が提供できる体制や環境の整備を心掛けます。万が一事故が発生した場合は最善の対応が出来るようにセンター全体で取り組みます。

- ① 過去のデータを基に、事故の起きやすい時期（イベント前等）に合わせて職員に対して注意喚起等を行う事で事故を未然に防ぐように働きかけます。
- ② 年度初めに利用者の個別対応マニュアルの読み合わせを行います。なお、新人職員には『新人用』の個別対応マニュアルを通して、迅速な情報共有を行い、事故予防に繋がります。
- ③ 事故発生後は事故報告書の確認、予防策を検討します。また、必要に応じて事故検討会を開催します。
- ④ リスクマネジメントに対する意識向上や、危険予知の力を高める事を目的とした職員勉強会を開催します。
- ⑤ 会議を毎月開催し、事故報告書・ひやりはっとの要因分析を行います。また、必要な情報等は全体に周知します。

## (2) 地域委員会

きらりあ祭や公民館文化祭・市内の催し物への出店を通して地域との交流を深め、センターの事業や利用者の理解促進を図ります。

- ① きらりあ祭の企画・運営
  - ア 地域の方と施設利用者が共に楽しめるお祭りを企画します。
  - イ 市内の他事業所や飲食店に出店を依頼して地域との交流を深めます。
  - ウ 物販や掲示物を通してセンターの事業や利用者の理解促進を図ります。
- ② 公民館文化祭や市内の催しへの参加
  - ア 積極的にイベントに参加して地域との交流を深めます。
  - イ 自主製作製品の販売を通じて利用者が地域社会と接する機会を設けます。

## (3) 行事委員会

心身共に豊かな時間を持つためのイベント（スプリングコンサート、ウインターコンサート）を企画します。

- ① 季節を感じられるイベントやコンサートを企画します。
- ② 利用者のニーズに合ったイベントを新たに企画し、開催を目指します。
- ③ 委員会は必要に応じ適宜開催いたします。

#### (4) 広報委員会

より多くの方にセンターへの理解や関心を深めていただけるように様々な媒体を通じて情報の発信を進めていきます。

- ① 広報紙『きらりあ通信』を年3回発行し、利用者が参加する日々の活動やイベントの様子、支援員の取り組み、自主製作品などの情報を各ご家庭にお伝えします。

また、関係機関や訪問者などへも積極的に配布し、センターの地域理解を深め関心を持っていただけるようにします。

- ② ホームページを随時更新し、旬の情報やできごとを迅速に発信していきます。内容はより分かり易く伝わり易いように工夫をして、閲覧者の興味や関心を惹けるようにします。
- ③ 委員会が必要に応じて適宜開催し、季刊紙の内容の検討やより良い情報発信をする為の話し合いを設けます。

#### (5) 給食委員会

ご利用者や職員の給食に対する意見やイベントの内容等を審議し、各班との連絡調整を円滑にすることによって、より楽しみな給食となるように努めます。

- ① 給食委員会を開催します。

給食委員会を月1回開催し、より良い給食提供の為に多職種の意見交換の場にします。

- ② 選択メニューや給食試食会等のイベント開催の企画、運営をします。

#### (6) 感染対策委員会

センター内の感染予防と感染時の二次感染防止のための対策を行います。

- ① 感染症や食中毒を予防し、発生した場合は二次感染を防ぐため実情を踏まえた感染対策を行います。
- ② 各職員へ感染対策マニュアルの周知徹底をはかります。

- ③ 予防接種の推進につとめ手洗い指導を行います。
  - ④ 毎月第3火曜日午後に定例会を開きます。状況に応じて臨時会を開きます。
- \*嘱託医への相談は緊急性がある場合のみ、他は毎月の診察日に報告します。

○各月ごとの具体的事業

月	事業	月	事業
4	新任職員オリエンテーションの実施 新規ご利用者の感染症・予防接種状況の調査	10	インフルエンザ対策 予防接種の推進 嘔吐時セットの確認
5	嘔吐時のロールプレイ	11	ノロウイルス対策 インフルエンザ予防接種の勧奨
6	食中毒防止について	12	冬季感冒対策 インフルエンザの注意喚起 職員・利用者の予防接種状況
7	手指消毒強化月間	1	次年度事業計画 インフルエンザ流行状況
8	ご利用者・職員の手洗い自己チェック	2	今年度の事業報告 手洗い指導の徹底（手指消毒強化週間）
9	施設内の清潔状況の確認（トイレ、浴室、洗濯室など） 送迎車、食堂など備品確認 嘔吐ロールプレイ	3	マニュアルの見直し 施設内清潔状況の確認（トイレ、浴室、洗濯室など） 送迎車、食堂など備品確認

(7) 権利擁護委員会（虐待防止委員会を含む）

権利擁護に関する知識を深め全職員に周知徹底することで職員の意識向上に努めます。

- ① 定期的実施する職員セルフチェックリストや勉強会で職員の権利擁護に対する自己啓発を促し、利用者の権利侵害及び虐待の防止や早期発見に努めます。
- ② チェックリストの結果を基に、必要に応じて研修会や勉強会を開催します。

- ③ 「虐待防止委員会」は虐待の防止とその適切な対応の推進に努め、利用者の安全と人権を擁護することを目的とした活動を行います。

#### (8) 研修委員会

一人ひとりの業務に関する専門性を高めるとともに、その情報を共有にすることで職場全体のレベルアップに繋げるため、事業所内外の研修参加を奨励・計画・実施します。

##### ① 研修計画

	研 修 名	頻度(期間)	対 象 (参加者)
内部研修	ケースコンサルテーション	月1回	支援員、班責任者、外部アドバイザー看護師、サービス管理責任者
	全体研修の調整	年4回	全職員
	他事業所研修	1週間	主に他事業所未経験職員 (入職3年目以降)
外部研修	セミナー参加	1回以上	全職員(研修参加状況の確認)
	在職年数に応じた研修	該当者	在職年数に応じた参加研修計画に沿って、該当者への参加の促しを行う。
	施設見学	適 宜	希望者と実習可能施設のマッチングを委員会で行う
	外部実習		

##### ② 研修報告

研修報告書を回覧するとともに、研修後の朝礼において1～2分で全体へ報告する機会を設けます。

- ③ 委員会は隔月第2火曜日に開催します。

#### (9) スキルアップ委員会

職員一人ひとりのスキルアップを図り、人材育成のシステム作り等を検討・作成して行きます。

- ① 新たな人材育成システムを導入します。
- ② センターに合った方法で導入します。
- ③ 委員会は必要に応じて適宜開催いたします。

## 5. クラブ（生活介護）

### （1）リズムカルクラブ

音楽やダンスを通し充実した時間を過ごせるような活動を行います。

- ① ピアノを主とした様々な音色に触れ興味の幅を広げながら、歌や楽器、ダンスなどの活動を行い自己表現できるプログラムを組み立てます。
- ② 施設行事等で発表する場を設け称賛される機会を作り達成感を味わい自己肯定感を高められようようにします。
- ③ 音楽のもつ生理的、心理的、社会的働きを用いて、心身の障害の回復、機能の維持改善、生活の質の向上、行動の変容等に向けてアプローチを行います。
- ④ 必要に応じて会議を行い、活動の見直しを行います。

### （2）アートクラブ

ご利用者それぞれの感性を活かした作品を創出します。

- ① ご利用者の力を引き出せるよう環境の調整や、個々に合った活動の展開をします。
- ② 四季を感じられるようそれぞれの季節に合う作品を創出し、感性を豊かにしていきます。
- ③ 市民手工芸作品展への出展や、センターの行事用の装飾・作品の制作を行い、他者から称賛される機会を設け、達成感を得ると共に意欲向上に繋がります。
- ④ 必要に応じて会議を行い、活動の見直しを行います。

### （3）スポーツクラブ

様々なスポーツを通して楽しみと健康維持に努めます。

- ① 運動を通して、楽しく体を動かす機会を提供します。
- ② 運動を通して、体力の維持向上を目指します。
- ③ 定期的に地域の体育館を利用して、様々なスポーツに取り組む機会を提供します。
- ④ マラソン・ボッチャ等の大会参加・成績向上を目指して練習していきます。
- ⑤ 必要に応じて会議を行い、活動の見直しを行います。

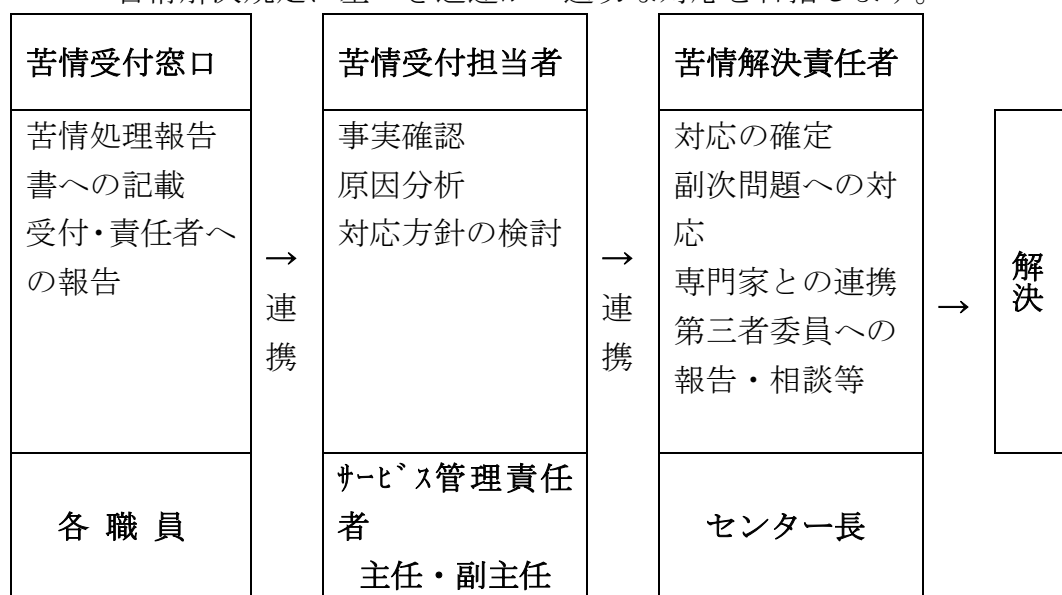
## 6. 年間行事予定

月	行 事
4	お花見、スプリングコンサート 20 日(土)、個別支援計画面談
6	きらりあ祭 22 日(土)
7	第 1 回防災訓練、歯みがきレッスン
9	個別支援計画中間モニタリング面談
10	健康診断 1 日、生活介護 1 泊旅行
11	第 2 回防災訓練、就労継続日帰り旅行
12	ウインターコンサート 14 日(土)
1	冬休み 12 月 29 日～1 月 3 日
2	第 3 回防災訓練、浦安市市民手工芸作品展出品
3	個別支援計画面談

## 7. 苦情対応

### (1) 苦情解決システム

苦情解決規定に基づき迅速かつ適切な対応を目指します。



(2) 第三者委員

浦安市民生委員 牟田 雅子さん

浦安市民生委員 石川 直子さん

## 8. 権利擁護について

権利擁護委員会と虐待防止委員会が中心となりセンター全体で虐待防止対策に努めます。

- (1) 虐待防止に対する意識を維持するために毎月の職員セルフチェックを実施します。
- (2) 虐待防止や障害者差別解消に関する情報を伝えていきます。
- (3) 虐待防止マニュアルの見直しをいたします。
- (4) 行政、他事業所等と協力して虐待防止ネットワークの構築に努めます。
- (5) 研修会を実施します。

## 9. 会 議

必要な資料を作成し会議に臨み、効率的かつ活発な意見交換のできる会議を目指します。

- (1) 連絡会議（毎週最終日）  
翌週の予定確認、情報共有等
- (2) 全体会議（土曜出勤のうち年3回）  
意見交換、確認事項等
- (3) 事業別会議（月1回）  
活動計画、確認事項、事例検討、意見交換等
- (4) 班別会議（随時）  
活動計画、支援計画作成・達成度評価等
- (5) 委員会会議（随時）
- (6) 主任会議（第2、第4木曜日）  
センター運営上の問題検討、協議および報告

## 10. 健 康

ご利用者一人ひとりに合わせた健康維持、高齢に伴う体力低下への配慮、慢性疾患悪化防止のため、ご家庭や他職種と連携を図りながら体調変化等の早期発見に努めます。

- (1) 保健計画を作成・実施し、健康管理を行います。
  - ① 健康調査を行い、かかりつけ医療機関、薬の処方内容などを確認します。



- ② 年に1回、健康診断を実施します。
  - ③ 年に1回、歯科衛生士による歯磨きレッスンを実施します。
  - ④ 月に1回、血圧と体重を測定します。
  - ⑤ 必要に応じてバイタル測定や処置などの対応を行います。
- (2) 医療面で注意を要するご利用者の緊急時対応方法を職員に伝えます。
  - (3) 月に1回、嘱託医診察の計画を立て実施します。
  - (4) 月に3回、理学療法士評価の計画を立て実施します。
  - (5) ケースコンサルテーションに参加し、ご利用者の医療情報を伝えます。
  - (6) 職員の普通救命講習受講を計画・実施します。
  - (7) 緊急時など必要に応じてご家庭やかかりつけ医療機関と連携します。

## 1 1. 給 食

安全と健康に留意した美味しい給食提供を目指します。

### (1) 安心・安全でおいしい食事の提供

- ① 食中毒・異物混入を防ぐため、環境整備と衛生管理を厳重に行います。
- ② 食器や配膳に工夫をして家庭的な雰囲気での食事を心がけます。
- ③ 旬の食材や行事食などを取り入れ、季節感のある食事を提供します。
- ④ 給食委員会を毎月開催し、多職種で意見交換することにより、より良い食事提供、行事等のスムーズな運営につなげていきます。
- ⑤ 給食試食会を開催し、保護者の意見を給食に反映させていきます。
- ⑥ 給食アンケートを行い、ご利用者の嗜好、食習慣等の把握に努めます。
- ⑦ 残菜調査を行いご利用者の摂取状況を把握するとともに、献立作成にその結果を反映させていきます。

### (2) 健康維持となる食事の提供

- ① 基準栄養量に基づいた食事を提供し、健康維持と疾病予防に努めます。
- ② きざみ食や粥食など、ご利用者の摂食状況に合った食形態での提供や自助食器・メラミン食器の導入、食事制限を必要とする利用者へは制限食を提供するよう努めます。

### (3) 楽しみとなる食事の提供

リクエストやアンケートによるランキング、選択食等楽しみとなるような食事を提供します。

### (4) その他

献立表には栄養量を表示します。また、献立表とともに発行する給食だよりレシピや食材のもつ栄養素、季節の話題等を掲載していきます。

## 1 2. 実習生・ボランティア

### (1) 現場実習生（特別支援学校・市内中学校等の生徒）

学校生活と異なる環境の中で、作業や社会生活訓練などの活動内容を提供し、実習生と支援者の関わりを通じて新たな発見ができるように支援します。また、実習での体験が進路選択の参考となるよう、担当教諭とも連携していきます。

### (2) 学生実習

社会福祉事業の公共性を考え、福祉人材育成の一助となるように学生等の実習を受け入れていきます。受け入れ日程や実習形態などについては、利用者を中心とした活動現場に混乱の無いように調整していきます。

連分野の学校からの学生、また関連施設等からの研修などとしします。福祉系資格取得のための実習では、指導者を有資格者や一定の年数経験者に限り、指導者間の話し合いの場を作り、指導方法等をより充実させるようにしていきます。

また、地域に開かれた施設を目指し、地域の小・中・高等学校などからの職場体験や、今後福祉事業に関わる人達の事前職場体験などについても受け入れをしいきます。

### (3) ボランティア

日々の日中活動への参加、行事等の補助、施設内の環境整備など、様々な場面でボランティアを受け入れていきます。ボランティアによる直接的な支援補助や職員にない専門性などを活かし、質・量ともに利用者にとって豊かな活動に繋がるようにしていきます。また、外部の方に施設の中を見ていただくことで、施設や利用者についての理解を広めるとともに、透明性の高い施設運営を目指していきます。

ボランティアの募集は、ボランティアセンターなど公的機関の利用をはじめ、保護者や実習生などセンターと関わりのある方も対象に広く募っていきます。

ボランティアの力をより効果的に活用できるように、受け入れや調整機能などを充実できるように検討していきます。

### 13. 防災

(1) 防災訓練を通じて、ご利用者・職員の防災意識向上を目指します。

月	訓練内容	備考
7	消防署職員立ち合いによる防災訓練（地震）	
1	防災訓練（火災）	
2	総合訓練、 防災設備取扱い訓練（職員のみ）	歩行困難者の避難 想定訓練も実施

(2) 防災訓練の企画・実施します。

(3) 非常時の水・食糧の在庫・品質を確認します。

必要に応じ入れ替え、補充します。

(4) 必要に応じて会議を行います。

### 14. 総務課

(1) 基本方針

センター事業の業務遂行基盤の整備を推進して、その活動を円滑・容易にするように努めます。

(2) 重点目標

① 人材の確保

職員の退・休職予定、配置変更予定に伴う計画的な募集・採用業務を実施します。

② 職員の処遇改善への寄与

親睦会、スポーツ活動の自主的活動への支援をします。

③ 誕生日祝金及び慶弔金の交付業務の円滑な実施をします。

(3) 職員の健康

① インフルエンザ予防接種の補助を行います。

② ストレスチェックを行い、職員の心の健康管理を行います。

(4) 建物設備及び物品の維持管理

① 建物設備の補修及び物品の修理・購入の迅速な実施をします。

② 各種設備点検に基づく不備事項の適切な改善をします。

③ 車両運行管理・点検を実施し、施設の安全維持に努めます。

(5) 経費の節約

① 修繕及び物品等における複数業者による見積合わせの実施をします。

② 節電、節水の実施をします。

第 5 部  
敬心ゆめ保育園  
(千葉県船橋市)

目 次

	ページ
はじめに . . . . .	86
1 基本方針 . . . . .	87
2 重点目標 . . . . .	87
3 事業内容	
(1) 施設運営 . . . . .	87
(2) 特別保育事業 . . . . .	93
(3) 施設管理 . . . . .	93
4 保護者に向けて . . . . .	94
5 その他 . . . . .	94

はじめに

2019年4月、6年目を迎える敬心ゆめ保育園は、昨年度を上回る128名の園児でスタート致します。

船橋市では、待機児童解消に向けたアクションプランは現在も継続しております。当園も微力ながら定員の120%増を目指し、園児の受け入れ枠を増やし貢献していく所存です。

約10年ぶりに保育指針が改定され早1年、保育園にも学びがあり、「幼児教育施設」として求められる役割があることを念頭に、今年度は更に行事の見直しに視点を向け、新しい活動を計画しております。将来を担う子ども達の重要な時期を任されているという誇りを持ち、日々保育園運営に尽力して参ります。

常に保育の質の向上が求められる時代背景の中、職員一人ひとりが保育の専門性を高め、必要な保育環境や子どもとの関わり方を十分把握することが、必要不可欠であると考え日々保育に臨んでおります。

敬心ゆめ保育園は、「子どもの最善の利益のために家庭や地域との連携の下に、子どもの視点にたった保育を目指します」の保育の基本理念のもと、子ども達は集団の中の一人ではなく、赤ちゃんの時期から愛着関係を築き、その子個人の人格を尊重し、それに伴う発達を丁寧に見守り育てていくことが出来る場でありたいと思っております。今後も保護者の方が安心してお子様を預けられる保育園を目指して参ります。

善い保育は良い環境と良い人材から成り立つものと捉え、職員の協力体制があればこそより良い保育園運営に繋がると考えます。

子ども達のために、全ての職員が持てる力を発揮できるように、働きやすい職場環境の更なる構築に取り組みます。

敬心ゆめ保育園の園児とそこに携わる者全てに向けて、新たなスローガンを掲げ前進して参ります。

「蒔こう“ゆめのたね”育てよう豊かな心と生きる力」

今年度も船橋市役所及び各関係機関、地域の皆様、そして保護者の皆様にもご理解とご協力頂きながら、信頼して頂ける保育園運営に尽力する所存です。

平成31年4月  
敬心ゆめ保育園  
園長 佐藤宏美

## 1. 基本方針

子どもの最善の利益のために、家庭や地域との緊密な連携の下に子どもの視点に立った保育を目指します。

## 2. 重点目標

### (1) 園児の保育

- ① 一人ひとりの子どもの成長・発達を見守り、自分で活動する気持ちを大切にしながら、保育園生活を安心して過ごすことができるように致します。
- ② 乳児の保育は、育児担当制保育を実施し個別の対応を行い、保育士との愛着関係を築き心の安定が得られるよう配慮した保育を行います。
- ③ 幼児の保育は、5領域を意識した活動や遊びの中から様々な力を育めるよう努め保育を行います。

### (2) 職務の遂行

- ① 職員間のコミュニケーションの円滑化に努め、互いを肯定する中で保育の質の向上を目指します。
- ② 地域・行政・関係機関との連携に努め、より良い子育て支援の拠点となるべく従事するよう努めます。

## 3. 事業内容

### (1) 施設運営

#### ①開園日

月曜から土曜（日曜・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）除く）

#### ②開園時間 午前7時から午後7時

#### ③有料時間外保育（夕方のみ）

施設で定める 8時間保育 9時～17時 以降延長保育とする

11時間保育 7時～18時 以降延長保育とする

延長保育は1回スポット利用…400円 月額上限…4,000円

※各種兄弟割引制度あり

#### ④入園対象児童 生後57日～5歳児（就学前まで）

## ⑤児童の処遇

### ア クラス編成

クラス名	年齢	担任保育士数	園児定員	31年度4月予定数
ゆき	0才児	5名	14名	14名
ほし	1才児	5名	18名	18名
そよかぜ	2才児	5名	18名	22名
にじ	3才児	2名	20名	24名
うみ	4才児	2名	20名	24名
そら	5才児	1名	20名	24名
合計		20名	110名	128名

### イ 健康管理

子ども一人ひとりの発育発達の個人差を考慮しながら、健康的な生活習慣を身に付け、豊かな成長が遂げられるよう積極的に次の点に取り組みます。

- [1] 日常養護・健康管理
- [2] 病気の予防と早期発見
- [3] 安全と事故防止（委員会の取り組み）
- [4] 健康増進と保健指導
- [5] 環境衛生

#### 年間保健行事

種別	実施回数等
内科検診	全園児 年2回
歯科検診	全園児 年1回
歯科衛生士指導	3・4・5才 年1回
身体測定	全園児 毎月実施

### ウ 保育目標

自分で考え行動できる子ども  
 信頼感や思いやりの心を大切にする子ども  
 よく食べ、よく遊び、心も体も元気な子ども

## エ 年齢別保育理念

### \* 0才児

一人ひとりの生活リズムを大切にしながら、一日を快適に過ごす。  
身近な大人との関わりを通して、情緒的な絆が形成され安心して過ごす。

### \* 1歳児

簡単な身の回りのことに関心を持ち、やってみようとする。  
歩行を十分にしながら、探索活動を楽しむ。  
自己主張の芽生えを大切にしながら、甘えや依存の欲求を満たしていく。  
ひとり遊びを十分に楽しめるような環境をつくる。

### \* 2歳児

身の回りのことを自分でやってみようとする意欲を育てる。  
一人ひとりの遊びを認め、表現活動の芽生えを大切にする。  
絵本やお話に興味を持ち、イメージをふくらませて遊びを楽しむ。

### \* 3歳児

生活習慣がほぼ身につき自分でできるようになる。  
身近な人の気持ちを察し、自分の気持ちを抑えたり、我慢したりしなければならないことを生活の中で知らせていく。

### \* 4歳児

友達と仲間意識をもって活動をし、お互いに許したり認めたりしながら、社会生活に必要な力を身につけていく。

### \* 5歳児

自分で考え行動できるようにし、役割分担のある活動を通して、主体性・協調性を育てる。  
日常生活や集団活動の中で、人の話を聞くことや自分の気持ちを言葉で話すことの大切さを知り、できるようにする。



## オ 主な行事予定

- 4月 入園進級の集い
- 5月 子どもの日
- 6月 プラネタリウム鑑賞（5歳児）
- 7月 プール開き・七夕会
- 8月 プール納め
- 9月 防災訓練
- 10月 運動会（2歳児～）・遠足（3～5歳児）
- 11月 交通安全教室・音楽鑑賞会
- 12月 お楽しみ会・クリスマス会食  
プラネタリウム鑑賞（4歳児）  
餅つき会
- 1月 新年の集い
- 2月 豆まき会・小学校見学（5歳児）・卒園遠足  
人形劇鑑賞会
- 3月 ひな祭り会・卒園式・お散歩遠足（2歳児）

\*誕生日は、子どもの誕生日（休日等の場合は前後日）にお祝いします。

\*幼児（3・4・5歳児）は、月2回外部講師による体操の日を実施します。

\*年長児は、月1回茶道講師によるお茶の日を実施します。

\*年長児は、月1回書道講師による書道の日を実施します。

## カ 食事

目標『しっかり食べる子』に育てる。

### [1] 配慮事項

- ・薄味、彩りのいい献立を心がける。
- ・旬の食材を使った献立作りを心がける。
- ・五感を使って食事を楽しめるよう工夫する。
- ・保護者との連携を密にする。

### [2] 栄養管理

- ・毎日の献立の栄養計算を行う。
- ・毎月献立表（乳児食・幼児食・アレルギー除去食）を作成し配付する。

### [3] 食育

- ・ 給食だより(毎月発行)や掲示板、給食展示見本等でメニューや調理法など、食に関わる情報を保護者に提供する。
- ・ 幼児クラスには3色食品群運動の活動を取り入れ、バランスの良い食事の大切さを伝える。また、野菜の栽培や保育室炊飯・クッキングを通して食への興味関心を引き出し、偏食を無くし喫食に繋げる。
- ・ 幼児は月1回「お弁当給食の日」として給食室で手作りしたメニューをお弁当箱に詰めて提供し、園外で楽しく食べる活動に繋げている。
- ・ 2歳児以上の園児には肉、魚の中身について等パズル形式で伝える他簡単な野菜の皮むきや観察をする。
- ・ 0歳児は、月1回の離乳食会議において、個別に食事形態や授乳・摂食状況の確認を行う。
- ・ 月1回の給食会議では、献立や食具の使い方の確認及び、感想・反省や提案等の意見交換することで、より良い食事の提供に繋がって行きたい。

### [4] 離乳食に関して

- ・ 個々の発達に応じ初期食から完了食まで無理なく離乳を進める。
- ・ 0歳児の離乳食に関わる保育士は、摂食指導を受け各々の食事形態に合わせて、1対1から丁寧に進めていくように努め、十分手づかみ食べの経験をさせるようにする
- ・ 薄味で、素材の味を生かして調理する。
- ・ アレルギー児に対しては医師の診断のもと指示書の提出を義務付け、完全除去食とする。家庭と連携しながら食事の提供を行い必要に応じ対応する。弁当・おやつ等の持参を依頼することもある。また、アレルギー児の食事提供は、別盆、別テーブルで他児との接触を避けて誤食がないように注意する。

### [5] 衛生管理

- ・ 衛生チェック表を作成し、毎日衛生項目に沿って確認する。
- ・ 調理人の細菌検査(毎月1回 5月～10月期間月2回)調理室
- ・ 配膳室の清掃、ワゴン清掃(毎日)、冷蔵庫消毒、食器洗浄器、保管庫の清掃、保管原材料、調理済み食品の保存(2週間)

[6] 栄養給与目標（摂取栄養量の目安）

	エネルギー kcal	蛋白質 g	脂質 g	カルシウム mg	鉄分 mg	ビタミンA μg	B1 mg	B2 mg	C mg
3歳未満	500	20.0	15.0	212	2.6	125	0.25	0.28	20
3歳以上	596	23.9	17.9	248	2.3	135	0.31	0.36	20

キ 安全管理

非常災害時の避難訓練・引渡し訓練の実施・事故防止委員会開催

①職員の処遇

ア 職員構成

	職種		職種		
常勤職員	園長	1名	非常勤職員	嘱託医	2名
	副園長	1名		保育士	3名
	副主任	3名		保育補助	1名
	保育士	20名		調理補助	2名
	看護師	2名		用務	1名
	栄養士	3名			
	事務員	1名			
計		31名	計		9名

イ 健康管理

健康診断 年 1回  
細菌検査 月 1回

ウ 会議

職員会議 年 14回  
事故防止委員会 月 1回  
乳・幼児会議 月 各1回  
リーダー会議 月 1回  
給食会議 月 1回  
離乳食会議 月 1回

※その他各行事及び係の会議は随時

エ 研修計画

園内研修  
キャリアアップ研修

園外研修（県保協主催・船橋市主催・船保協主催他）

オ 退職・福利厚生

福祉医療機構退職共済制度加入

船橋市中小企業勤労者福祉サービスセンター加入

（2）特別保育事業

① 時間外保育事業

仕事等により、通常保育時間内に迎えに来られない場合必要に応じて保育支援します。（※市が定める短時間・標準保育時間に順ずる。）

② 病児・病後児事業

体調不良児型事業実施（～17時まで預かり）

③ 地域活動推進事業

・世代間交流等事業

地域の方との交流を通じて、世代間のふれあい活動を計画しています。  
老人ホーム等訪問等

・異年齢交流

卒園児や地域の児童との共同活動を行います。

幼保小の連携活動・小学校との接続に関する活動（小学校訪問他）

・園庭開放事業の充実（地域親子の遊び場の提供と育児相談等）

・中高生保育体験受け入れ職業体験の場としての協力をします。

④ その他

・食育等推進事業

子育て中の地域の方を対象に離乳食懇談会、給食試食会の開催

・保育園体験特別事業

在宅親子の子育て相談窓口として関係機関と連携調整に努める事業を検討します。

（3）施設管理

① 事務関係

ア 管理事務、会計事務を行います。

イ 児童に関する事務処理（保育・給食・健康管理）ICT運用の充実を図ります。

② 設備関係

- ア 施設・設備法定点検を行います。
- イ 固定遊具の設備点検等安全確認を行います。
- ④ 災害対策
  - ア 避難訓練（※消火訓練） 毎月1回
  - イ 防災設備の点検委託 年2回（内届け出1回）
  - ウ 非常食量の備蓄（飲料水・主食・副食・成人用・子供用・離乳食等）  
その他（毛布・簡易トイレ・充電器・救急用品）

#### 4. 保護者に向けて

##### (1) 保育への理解と協力の促進

###### ア 保育参加・給食試食

保育参加はその子の誕生日に実施します。必要に応じて懇談、個別面談の場を持ちます。

運動会は保護者に参加してもらいます。

###### イ 保護者会

年2回予定し、クラス毎に実施します。

###### ウ お知らせ（毎月1回発行）

園だより・クラスだより・保健だより・給食だより・献立表

その他、必要に応じて随時文書、掲示等でお知らせします。

緊急時等、必要に応じて一斉メールでお知らせします。

#### 5. その他

(1) 第三者委員を2名委嘱しています。

(2) 今後、第三者評価を受審し結果を公表します。